

会 議 録

会議の名称		第6回第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会			
開催日時		令和7年10月1日(水) 開会 13:30 閉会 15:30			
開催場所		つくば市役所コミュニティ棟1階 会議室1			
事務局（担当課）		教育局教育総務課			
出席者	委員	樋口委員、永井委員、正保委員、大村委員、富田委員、和泉委員、肥後委員、西村委員、中郡委員、森田委員			
	事務局	森田教育長、久保田教育局長、柳町教育局次長兼健康教育課長、森田教育局次長兼学務課長、山岡教育総務課長、青木教育総務課長補佐、鈴木教育総務課係長、小川教育総務課主任、谷沢教育総務課主任、服部教育総務課会計年度任用職員、岡野学び推進課長、宮内学び推進課指導主事兼係長、中島特別支援教育推進室長、小野学校教育政策監、増沢学校教育政策監、澤頭生涯学習推進課長、石橋文化財課長、矢口教育施設課長補佐、柴原中央図書館館長			
	その他	株式会社名豊 若松			
公開・非公開の別		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開	傍聴者数	1 名	
非公開の場合はその理由					
議題		(1) 第4期つくば市教育振興基本計画の素案について (2) パブリックコメントの実施について (3) 小中学生を対象としたアンケート調査の実施について			
会議次第	1 開会 2 議事 (1) 第4期つくば市教育振興基本計画の素案について (2) パブリックコメントの実施について (3) 小中学生を対象としたアンケート調査の実施について 3 閉会				

<審議内容>

1 開会

事務局：それでは、定刻となりましたので、会議を開催させていただきます。

2名の委員から、少し遅れるという御連絡が入っていますが、このまま進

めさせていただきます。

本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。
司会を務めます教育総務課の山岡と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議は、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例の規定に基づき、公開として開催させていただきます。なお、正確な会議録を作成するため、御発言の際は必ずマイクを使用させていただきますよう御協力をお願いいたします。また、本日は委員 10 名中 8 名が出席されており、半数以上が出席していますので、当委員会は成立しましたことを御報告いたします。

それでは、第 6 回第 4 期つくば市教育振興基本計画策定委員会を開会いたします。

ここからの進行は委員長をお願いいたします。

委員長：これまで、第 4 回、第 5 回と、第 4 期つくば市教育振興基本計画（案）について見直しをしてきました。本日はパブリックコメント前の最後の会議ということですので、改めて計画の素案等全体を見ていきたいと思えます。修正する場合は、可能な限りこの会議の中で、具体的にどのような記述にするかを検討していきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

また、議事に入る前に、和泉委員からの御提案により、参考資料として、つくば市社会教育委員会議の答申書をお配りしています。初めに、こちらについて生涯学習推進課から御説明をお願いします。

事務局：（つくば市社会教育委員会議の答申書について説明）

委員長：ありがとうございます。こちらについて、御質問、御意見等ありましたらお願いします。

特にないようですので、議事に進めさせていただきます。

2 議事

(1) 第 4 期つくば市教育振興基本計画の素案について

委員長：本日の議事は、1 つ目が第 4 期つくば市教育振興基本計画の素案について、2 つ目がパブリックコメントの実施について、3 つ目が小中学生を対象としたアンケート調査の実施について、となっています。

初めに、(1) 第 4 期つくば市教育振興基本計画の素案についてというこ

とで、第1章から確認していききたいと思います。今回がパブリックコメント前の最後ということですので、大きな変更等議論すべき点があったら御意見を頂戴したいということで、事前にメールを差し上げ、それと同時に、教育委員会の場合でも前回の素案を御確認いただきました。その結果、和泉委員と、教育委員の柳瀬委員から御意見をいただきました。そちらについては文書化されていますので、配布資料を御覧いただければと思います。まず、そちらについて、和泉委員から御説明いただき、柳瀬委員の御意見につきましては事務局より御説明いただきたいと思います。

和泉委員：私が書いた意見の1つ目は、(1)基本目標1と基本方針2についてです。6ページを見ていただくと分かりやすいと思いますので、計画の体系のところを見ながら聞いていただけますでしょうか。基本目標1と基本方針2の文言を変更した方がよいのではないかと考えました。意見内容の5行目にありますが、「特別支援教育に限定しないインクルーシブ教育」ということで、要は、前々回の時に、場所を変えてみたらちょっと違和感があったと、それは、まだまだインクルーシブ教育自体が障害の有無に対応した特別支援教育に限定されている故だったと思うのです。障害がない子にとっても、全ての子供にとってもインクルーシブな教育というのは、この基本方針2よりさらに上位概念に当たるのではないかと考えました。なぜかという、やはり、基本目標1、2、3というのは幼稚園、小学校、中学校の教育であり、その全てに特別支援教育に限定しない、インクルーシブ教育が該当すると思いました。よって、基本目標1を「互いを認め合い、育ち合う学びを推進する」、そして、基本方針2に「一人ひとりの「学び」を大切にする」を提案した次第です。「一人ひとりの「学び」を大切にする」がここに来るのが、実はすごくフィットするのではないかと思います。そして、それぞれ違う子供に対する支援や学び方を施策の中で提示してあるのではないかと思います。

2つ目は、16ページになります。基本方針2の施策1の主な取組「子ども同士の相互理解と豊かな人間性の醸成」の中に、子供の権利を十全に保障するための取組として、「子どもの権利条約についての理解を深め、子どもの意見表明と参加の機会の創出を促進する」という一文を入れた方がよいのではないかと思います。今からの5年間に、何かしらの事業化をする必要があるのではないかと考えたので、ここに加えることを提案しています。

そして、3つ目は、42ページになります。基本方針9は、施策1が学校、

施策2が地域、に焦点を当てて書き分けたらどうかという意見があったか
と思います。実は私もまだ自分の中で整理できておらず、先程の社会教育
委員会の答申を見ながら考えていたところです。(3)の私の意見では、基本
方針9のところに、「地域と学校の信頼関係の構築による学びを推進する」
と書いたのですが、まだ考えがまとまっていないので、議論した方がよい
のではないかと思います。

43 ページの基本方針9の施策2、学校に焦点を当てたところですが、今
は、「地域と連携した活動の充実」となっています。主語は、地域である箇
所だと思います。コミュニティ・スクールというのは、学校を核とした地
域づくりであると、その部分を施策2に位置付けられると思うのですが、
この表現だと主語が地域ではないのではないかと思いますので、「学校
と連携した学びの地域づくり」の方がよいのではないかと思います。

委員長：ありがとうございました。続きまして、柳瀬委員からの御意見につ
いて、事務局から御説明をお願いします。

事務局：つくば市教育委員会委員の柳瀬委員からの御意見を御説明します。

11 ページの「つくばスタイル科によるプロジェクト学習の推進」で、括弧
書きで(21 世紀型能力の育成)となっているのですが、これは不要ではな
いか、というところがまず1つです。

本文についても、こういった文章がよいのではないかとということで案文
が書かれていまして、その下に、括弧書きで、意見①②③と、この案文を提
案した理由が書かれています。

意見①では、21 世紀型能力と「能力」と言ってしまうと、非認知能力と
か社会力と混乱するのではないかとということで、つくばスタイル科だけ
でなくもっと大きな上位概念を伝えられると学びの構造自体を複雑にする
ので、つくばスタイル科のスキルとして「21 世紀型能力」という言葉を本
文に書くべきではないと考える、とのこと。21 世紀型能力、スキルは、
あくまで参考資料とするか、大胆に言葉自体削除してよいのではないかと
いう御意見です。

意見②については、7つの内容に、多文化共生と平和を加えてほしいと
いう御意見です。これこそ本気で取り組むべきだということで、つくばス
タイル科の7つの内容の中に、「福祉・多文化共生、国際理解・平和」とい
った形で中点でつなぐ形で加え、7つの数は変わらない形にしたらどうか、
とのこと。

意見③は、シチズンシップ教育、ジェンダー教育、性教育が全体的に抜けているのではないかという御意見です。これを、つくばスタイル科のテーマに入れるべきなのか、入らないのであればどこに位置付けるのか検討が必要ではないかということでした。

意見④は、これも先ほどの案文のところで、3つのセットの中で実践が抜けているので、案文でアンダーラインが引いてあるところ、In、About、For とあるところの For のところで、「何かできるか考え実践し、発信する」と「実践」という言葉を追加してはどうかという御意見です。

次に、22 ページに移ります。「芸術文化活動の推進」で、芸術文化活動の推進において、子供たちが芸術文化を鑑賞し体験することは、目的ではなくて手段ではないか、これを主体的に取り組む目的としては、芸術文化活動が学校なり地域なりで盛んになることを目指すべきではないかとの御意見です。以上です。

委員長：ありがとうございました。この点につきましても、後程確認していきたいと思います。

それでは、具体的な中身に入ります。資料1に沿って、章ごとに区切って説明していただき議論していこうと思います。パブリックコメント前です。第1章・第2章からまず確認していきます。第1章・第2章について、事務局から説明をお願いします。

事務局：（資料1、第1章・第2章について説明）

委員長：ありがとうございました。全体を通してデザインも少し変わっているので、印象も違うかなとも思いますが、第1章・第2章につきまして御質問・御意見等ございましたらお願いいたします。

和泉委員：他の自治体の教育振興基本計画を見たところ、資料が前にあり、その後に本題の教育振興基本計画の記述があるものが多かったです。それよりも、このつくば市の案の方が非常に分かりやすく示していると思いました。大事な資料というの後ろにきちんと付いているので、読みやすいと思います。

事務局：ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

副委員長：２ページの「市の動向」のところで、「令和２年（２０２０年）３月に、つくば市の教育の根幹となるつくば市教育大綱を策定しました。」と書いてありますが、令和７年度に更新されているので、それも付け加えた方がよいのではないのでしょうか。

事務局：教育大綱については令和２年に策定され、対象期間が５年となっていたので、令和７年４月に改定されています。実際は、中身は変わっておりませんが、確かに今の書きぶりだとその辺りを全く触れていないので、「令和７年に更新しました」といった内容を加えることを検討したいと思います。

委員長：他にいかがでしょうか。

大村委員：１ページ目の文章の４行目、「夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現」とあり括弧と括弧で違和感があるなと思いましたが、５ページでは『夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現』と二重括弧としているので、こちらに揃えた方がよいかと思います。

事務局：５ページに合わせる形で２重括弧にします。

委員長：１ページだけ、なぜ２段組みなのでしょう。段組みについても、１段で問題ないと思いますので、御検討ください。

他によろしいでしょうか。

続いて、第３章に進みたいと思います。こちらについては、前回同様、基本目標単位で検討していきたいと思います。前回の会議での議論を受けて、事務局において修正いただいています。初めに、基本目標１の基本方針１について、事務局から修正箇所の説明をお願いします。

事務局：（基本方針１の修正箇所について説明）

委員長：ありがとうございます。８ページから１５ページまで、基本方針１ということで一括して議論してまいりたいと思います。委員の皆様、いかがでしょうか。

和泉委員：目一杯詰め込んで今から引き算をしていく段階だと思うのですが、

9 ページが長いと思います。大事なことはあるのですが、最も大事なものを順に残していき要らないものは何だろうと思った時に、9 ページ目の4 段落目、「これらの学びの実現のために、つくば市では40 年以上前からICT を活用した質の高い授業を展開することで、より良い学びを実現してきました。」という一文が要らないのではないかと思います。大事なのは、次の「また、課題解決学習モデルとして…」という一文です。また、その後ろの「今後も ICT 機器を積極的、効果的に活用し、子どもたちの可能性を引き出していきます。」についても、今更ここで言うことでもないと思うので、この一文も要らないと思います。

委員長：ありがとうございます。9 ページが他と比べ相対的に長いというのは御指摘の通りかと思いますが、先程御説明があったように、赤い部分でこれからの学びを入れたので、ますます長くなってしまったというところはあるのかと思います。ただ、今御提案いただいた ICT のところを削るということについて、それでよいかどうかというところですね。削ってしまうと、残った文が1 文ということで、1 文で1 段落でよいのかということがありますね。

和泉委員：前後につながるかですね。

委員長：そして、ICT 自体が他のところに出てくるのか出てこないのか、ということとの関わりもあるかと思います。ICT が、ある意味つくば市の売りの1 つなので、あまり極端にそこを削ってしまうとそれでよいのかという感じもあります。ICT についてどこか書いてあるところがあるのか、ICT の重要性について、事務局、簡単に補足いただけますでしょうか。

事務局（総合教育研究所）：文章を改めて読ませていただきますと、削除の項目として提案いただいた場所は、今までの経緯や今後も活用していくというところで、施策として書かれている部分としては少し内容が薄いかなというところで、削除していくことも検討したいと思います。また、ICT が他に書かれている場所があるかといいますと、33 ページに、基本方針6 として「ICT を活用した学びを推進する」とありますので、そちらの方で取り込むことができないかなというところで、検討の余地があるかなと思っています。

委員長：ありがとうございます。確かに、ICT については、33 ページで基本方針として出ていますので、出てくるのが後ろになってしまうというところはありますが、変えてよいということであれば、和泉委員がおっしゃるように1文だけ残して前後か他の段落とつなげることで、少しスペースを削っていくということは有り得るかなと思います。事務局で最終案を御検討いただければと思います。

では、先程事務局から御説明のありました、柳瀬委員の御意見について検討したいと思います。11 ページの 21 世紀型能力のところをどうするかという、先程当日配布資料の2ページ目のところで事務局から説明があった通りです。要するに、せっかく 21 世紀型能力の説明と表を出していただいたのですけれども、これが要らないのではないかという御意見だったと思います。同時に、つくばスタイル科の中身について、多文化共生、平和、そこと関係するのかわからないのか、シチズンシップ、ジェンダー、性教育、そういう言葉も入れ、それから、発信だけではなくて、「何ができるか考え実践し、発信する」ということで、そういうところを加筆した方がよいのではないかという御意見でした。21 世紀型能力の扱いと、つくばスタイル科の7つの内容に言葉を加えるかどうか、という2点ですね。

私個人の意見としましては、おそらく、この中身自体は割と固まった内容として決めているので、今ここで多文化共生や平和を入れてしまうと他への波及が大きく、ここだけではなくて全部変えていかなければいけないし、そもそもこちらで決めてよいのか、総合教育研究所の方でそれなりのつくばスタイル科の見直しのところで議論したものが上がってくるという風にしないと、手続き上まずいのかなという感じが個人的にはしているところです。逆に、21 世紀型能力については、21 世紀になってからだいぶ経ちますので、そんなに大々的に出さなくても、それはそれでよいのかなと思います。ただ、前回、21 世紀型能力というのが何かという意見が出てきたので赤字が出てきているので、例えば表はカットして上だけ残すとか、それくらいでよいのかなという風に個人的には考えています。総合教育研究所の方はいかがでしょうか。

事務局（総合教育研究所）：初めにお話しのありました、多文化共生と平和の内容についてですが、多文化共生に関する、国籍とか文化とか異なる人たちが互いを認め合う、知識の中で育ち合うといったような多文化共生に関する内容については、国際理解の内容の中で扱っている部分も見られます。それともう1つ、平和についてですが、こちらは社会科で主に扱うこ

とも多く、つくばスタイル科の中では JICA といった機関の出前講座などを活用することを提案しているというようなところでもあります。そういったことで、多文化共生と平和については、ある程度この中に入っているような状況かなという風に受け取っています。

もう 1 点ありました、つくば 21 世紀型能力につきましては、つくばスタイル科の目標となっているところでして、総合的な学習の時間の目標を踏まえつつ、つくば 21 世紀型能力を育成するというのがつくばスタイル科の目標なので、ここをカットしてしまいますと、この教科の目標をお伝えする場面が無くなってしまうかなと危惧しています。

委員長：今の御意見も踏まえて、御意見いかがでしょうか。

和泉委員：つくばスタイル科は、今後 5 年で結構色々な取組が開かれるのではないかと考えています。小規模特認校での探求学習がどのように展開されていくのかがすごく私自身も興味があり楽しみなのですが、その取組を反映しながら、小規模特認校に限定せずにプロジェクト型学習、あるいは総合の学びとは何だろうということを考えていくことになるのではないかと考えています。ですので、この場で細かくどうするかということはまだできないのかなと思いますので、先程の委員長の意見に賛成です。そして、確かに、この計画に表を載せる必要はないのかなとも思います。

肥後委員：表を載せないと 21 世紀型能力が何か分からないということも確かにそうですし、柳瀬委員がおっしゃったように表を載せると非認知能力とかその関係性がよく分からないことも確かにそうで、1 つの解決法としては、この 21 世紀型能力というのは確かに非認知能力が結構入っていて、かといってそうではないものも入っていて、関係性をどこかできちんと示すということではないかと思っています。簡単に言うと、非認知能力を含む能力をつくば市が整理した 21 世紀型能力とか、そんな文言を付けるとか、非認知能力とつくば 21 世紀型能力の関係性を一言付けくわえるというのが、1 つの解決策ではないかと思いました。

委員長：ありがとうございます。今御指摘がありました点もその通りですし、元々は第 3 期のものがそのままこの黒い部分の大半を占めていますので、非認知能力や社会力はその後から出てきているので、その不整合がどうしても出てきているというのはしょうがないところかなと思います。過

去にこれを作った時に戻って、逆に非認知能力というのをあまり入れ込むと、それはそれで後付けの議論になってしまうので、今肥後委員からの御提案にあったように、※印ではないところの元の「発信型プロジェクト学習…」の文章のところに並列する形で、21 世紀型能力と非認知能力がそこに含まれているといった形を入れるのが一番無難なところかなと思います。表については、これもテクニカルなことですが、※印のところの「4 分類 6 種 15 の力」というのはその表のことなので、その「4 分類 6 種 15 の力」という文言自体をカットしておいて表も出さないというのが、一番無難なところかなと思います。

他に何かいかがでしょうか。

西村委員：9 ページの「つくば 7C 学習」と 11 ページの「つくば 21 世紀型能力」について、内容が重複している部分が多いように感じるのですが、なぜ 2 つに分かれているのでしょうか。

事務局（総合教育研究所）：確かに、御指摘の通り重なるように見える部分はあるのですが、つくば 7C 学習については、全ての計画の中で 7 つの C を意識した学習を取り入れていくという流れになっておりまして、つくばスタイル科の中では、その中でも、分類Ⅲの「手段・道具を活用するスキル」として、つくばスタイル科の時間の中では、その部分を特に強調して育成していきましょうという目標設定をしています。

委員長：ありがとうございます。コンピュータの話のところで出てくる力の話と、つくばスタイル科というのは総合学習の授業として出てくる力の目標で、それぞれ出どころが微妙に違うので、行きつく先は同じ、みたいな側面もありますが、おそらくそういう経緯もあるのかなと思います。

柳瀬委員の意見につきまして、11 ページの最初の括弧については御指摘の通りだと思いますので、つくば 21 世紀型能力の育成の括弧を取るということで、そして、黒い字のところはそのまま残して、「つくば 21 世紀型能力」の※印のところの赤線のところまで残し、表の部分はカットということの基本線に、あとは、不整合なところを事務局で調整いただくということではよろしいでしょうか。

では、これについては以上といたします。

他に、基本方針 1 で扱う意見等ありましたら、お願いします。それでは、また何かありましたら審議をここに戻ってという形で進めていきたいと思

います。

では、続いて、16 ページから 20 ページ、基本方針 2 について、事務局より御説明をお願いします。

事務局：（基本方針 2 の修正箇所について説明）

委員長：ありがとうございます。それではこれについて、御意見等いただきたいと思います。一番大きいところは、冒頭からお話しがあった点ですが、基本方針 2 のタイトルをどうするかということと、前に戻ってしまいますが、それによって、そもそもの 8 ページの基本目標 1 の文言をどうするかという、その話になるかと思います。

大村委員：基本目標と基本方針を考えた時に、基本目標 1 は学校の中心の子供の「学び」、そして基本目標 2 が環境・環境整備と機会、そして基本目標 3 が地域と共生、と分けていて、基本方針 2 は基本目標 1 の学校に関するものの基本方針なので、学校でやっていることと連動をしていくということで、元のままでよいと思います。

委員長：他にいかがでしょうか。どちらも似たような表現も入ってくるので何とも言えないですし、御提案の文言で言うと、基本目標 1 に「互いを認め合い、育ち合う学びを推進する」というのが入ってくる訳ですね。そうすると、目標なので、基本方針 1 と 3 も包含しないといけなくなってくるので、それをどこまで包含していくのかということ、それから逆はもっといろんなことが言えて、「一人ひとりの「学び」を大切にする」というところが仮に 16 ページの基本方針 2 に入ると、学び全体の話に捉えられないかという、そこが問題ですよ。この一言ずつの文言を見るとなるほどなと思うのですが、目標・方針の次元が違ってくるので、そこだけ入れ替えることによって逆に齟齬が生じないかなというのは、拝見していただいていたところです。

和泉委員：私は、基本目標 1、2、3 を、「知・徳・体」として捉えた事はなかったです。「知・徳・体」は、全ての学校教育において目指すもの、という理解で合っていますか。

委員長：基本目標ではなくて、基本方針のことですよ。

大村委員：はい、そうです。各学校がグランドデザインを持っていて、今年度の組織目標というのがあるのですが、だいたいその後に学校でやっているのは、知、学習・学力に関すること、徳、心に関すること、体、という三本柱で、グランドデザインを作っていてそこで戦略を練っている学校が大半だと思います。そうすると、この基本目標１というのは、割と学校の中を見つめていくことにも結び付くことと関係するかなと私は捉えていて、そうすると、基本方針のところに「知・徳・体」的なものが入っていくと、学校現場としては捉えやすいかなという風に思った次第です。

委員長：すみません、私も勘違いをしていました。目標の方は、学校、環境、地域という、そういう感じですかね。

和泉委員：目標１の中で、「知・徳・体」だったということですね。

大村委員：目標１、２、３にかけて、学校、環境、地域と広がっていつているので、その目標１の学校のところに、「知・徳・体」というような方針で１、２、３と来ているから、ということです。

委員長：そうですね。これ自体は１が知、２が徳、３が体かというとなまた微妙に違うので何とも言えないのですけれども、考え方としてはそういうことで、それは先生の学校の方では一般的ですかね。

富田委員：学校教育では、「知・徳・体」というのは一般的に捉えられていて、知というのは学習機会と学力の保障ということで、徳は全人的な発達性の保障、体は身体的・健康的な健康の保障という三本柱となっています。それを柱にして学校もこういう風にしていこうという目標を持っているところがあります。

副委員長：かつてはそういう形でしたが、今は「知・徳・体」だけでは学校教育がまかないきれないので、目標の２や３のところも散りばめながらグランドデザインを作らざるを得ないような状況です。ただ、先程の樋口委員長の話とかぶるのですが、細かいところで基本方針の３つが出ていますけれども、基本目標１で、学校として一人ひとりの「学び」を大切にする、という目標を上に掲げておけば、その形の方が、目標から方針に対してすっ

きり落としやすい感じはします。最終的に目指すところは和泉委員がおっしゃることとまったく同じだと思うのですが、並び方を考えると、このままの方がよいのではないかなと思います。

委員長：目標の方が上位概念なので、目標に入っていれば、方針やその後の取組にも反映するということと言えるのかなと思います。一人ひとりという言葉により直接的にやった方がよいというのであれば、方針のところに入れた方が確かによいのですけれども、その上の目標のところで拾っている、という風に考えられるかなとも思います。ある程度決着をつけたいと思いますので、もしこのままでよければ、とりあえずこのままでよろしいですか。

和泉委員：先週、総合教育会議が開かれまして、テーマがインクルーシブ教育でした。今までインクルーシブ教育というと特別支援教育の関係性があり明確になっていなかったのではないかなというか、つくば市としてのインクルーシブ教育の共通理解、その中で特別支援教育をどうしていこうかということについてこれから議論が必要だろうし、実際この第3期には、特別支援教育より踏み込んだ、もっと多様性という意味での表現が無かったのではないかなと感じます。やはり、インクルーシブというどうしてもまだ特別支援教育に引っ張られるので、包摂的とか多様性を認めると表現すると、それがあつての学びであり、豊かな心と健やかな体を育むことができるのではないかなという思いはあります。

やはり、すごく思うのは、関係性あつての学び、子供同士あるいは子供と先生という学びの共同体という中で学びを得られるというか、学校は塾ではないので、一人ひとりが安心して自分の教室はここであるという、安心・安全な空間・場があつての「知・徳・体」ではないのかという風にすごく感じる場所がありますので、1つの案として、そういう案を明示する形はどうかと思いました。すごく、この第3期から第4期というのは大きな変化を要請されているのではないかなとも思います。

委員長：ありがとうございました。冒頭申したように、インクルーシブの話が大事だから目標に入れておくというのはその通りだと思うのですが、基本方針1や3にそういう話が出てくるのかというのと、それほどなのかなと思います。解釈の問題でもあるのですけれども、インクルーシブが上がっている項目の見出しとして基本方針2をつけているので、それをさらに上

まで持っていくと、基本方針1と3までその言葉で保障できるかという、その問題が出てくるかなという気がします。この文言が上に来ることだけ考えるのは別にいいと言えいいのですが、この目標が方針3つの傘になるかどうかといったところが、一番気になるところです。

和泉委員：その点でいうと、例えば21ページの基本方針3の主な取組にある道徳教育・人権教育というのは、正に、インクルーシブとか多様性、他を認めることとは・尊重し合うこととは何か、という教育だと思います。言葉自体は入っていないけれども、やはり包摂的な場ということがあってのこの方針であり施策かなとは、おっしゃる通り解釈の問題ではありますが、私はそう思います。もしその接続がよく分からないのであれば、基本方針の1と3のどこかに、インクルーシブにおいてとか、学校においてという言葉が付記することで、何か浮いているという感じは拭えるのかなと思います。

森田委員：樋口委員長のおっしゃる通りだと思っていて、やはり上からのブレイクダウンで作られていると思いますので、幸せな人生を送るために、そのうちの1つにインクルーシブがある、ということで作られるべきのかなと思います。確かに、基本方針3にもインクルーシブを入れられなくはないのでしょうけれども、これもやはり上からのブレイクダウンで、豊かな心と健やかな体を育むためにそういう取組をしていくという訳であって、あくまでも、方針というか目的は、豊かな心と健やかな体を育むための活動の一部がインクルーシブに捉えられるというところだと思います。

委員長：ここはずっと今回の一番の焦点だったような気がします。改めて申し上げますと、基本方針3と2をひっくり返したのが現状ということになります。上から筆頭という考えではないのですけれども、そこを変えたというところは1つ今回の決着かなと思うので、それをさらに変えるかということですね。もしよければこのままでいかせていただいて、事務局でも御判断いただきまして、パブリックコメント等の御意見で検討していくということですのでよろしいでしょうか。進行の関係がありますので、とりあえずそういうことでいかせていただいて、この時間内にもう一度ということであれば、再検討したいと思います。

関連して、和泉委員から御提案いただいた基本方針2の施策1について、「子どもの権利条約についての理解を深め、子どもの意見表明と参加の機

会の創出を促進する」の一文を入れるということでしたが、どこに入れるのか、御説明いただけますか。

和泉委員：16 ページの取組の 1 つ目、「子ども同士の相互理解と豊かな人間性の醸成」の段落内に、もう少し具体的に踏み込んだ取組について明記した方がよいのではないかと思います。

委員長：そうすると、最初に「子どもの権利条約についての理解を深め、子どもの意見表明と参加の機会の創出を促進する」とし、そのまま「共生社会の形成に向けて…」とつなげていくということでしょうか。

和泉委員：または、一文目の後の方がよいかもしれません。

委員長：学び推進課、いかがでしょうか。

事務局（学び推進課）：教科の中では、道徳に子どもの権利条約という言葉が出てきていますし、この言葉自体をここに入れ込むということは、我々としても違和感はないと思います。あとは、社会の公民等でも触れられていました。

委員長：それでは、よろしければ、ここは 16 ページの「子ども同士の相互理解と豊かな人間性の醸成」の説明文、「共生社会の形成に向けて…」から始まる 7 ～ 8 行の文章のどこかに、和泉委員の提案の「子どもの権利条約についての理解を深め、子どもの意見表明と参加の機会の創出を促進する」という文を入れて、最終的な調整は事務局にお願いしたいと思います。

正保委員：19 ページの「いじめ、不登校、貧困など困難を抱える子どもへの支援体制の充実」のところで、上から 7 行目、赤で「教科担任制や相互乗入授業などにより、教員の子どもたちへの見守りと関わりを強化し、状況の把握を丁寧に行うとともに」というところが新たに書き加えられましたが、教科担任制や相互乗入授業を行うことがいじめの防止になるのかどうかというところが若干疑問に思うところです。さらに、「教員の子どもたちへの見守りと関わりを強化し」というのは、言葉は悪いですけども監視機能を強化しようとしているという風にも読み取れます。あちこちでいじめ問題の調査員を仰せつかっており、色々ないじめを見てきましたけれども、

いじめの起きる背景として1つ大きなことは、子供たちの学校に対する不満というものがあります。自分たちが望む学びが得られないという不満が、どこかで出口を求めて弱いものに向かうというのが1つあるということ、それから、子どもたちの側の問題としては、子供たちの対人スキルの低下ということがあります。自分たちのやっていることがいじめに当たるとは思わなかった、まさか相手が嫌がっているとは思わなかった、というようなことがあります。いじめ問題に対するこの表記については、いじめを早く発見しましょうというそのための機能を強化しようというよりも、やはり、学び自体を充実させるということ、それから豊かな人間性の醸成というところにもつながるのかもしれないですけども、子供たちの対人スキルの発達を促進しましょうというような視点の方が必要なのではないかと思います。

事務局（学び推進課）：今おっしゃっていただいたように、未然防止の視点で、対人スキル、子供たちの人間関係づくりは大前提として重要と捉えています。一方で、ここに表記させていただいたところは、やはり教員は多くの目で子供たちと関わる、教員一人ひとりの資質は違いますので、そこについては、一人で見るというよりも、多くの目で見るというところを表現したいなという思いから書かせていただいたところです。

正保委員：教科担任制というのは、書く必要があるのでしょうか。

事務局（学び推進課）：御指摘の通り、教科担任制という言葉でない、多くの目でということ、学年相互乗り入れ事業といった様々な表現を、ここは検討させていただければと思います。

富田委員：学校現場において、AとBという教員がいれば、固定観念も違うし、人の見方も違うし、Aという教員がずっとその中にいれば、その人の感覚の中で変わらない世界があって、でもBという教員の目から見れば、それは違うねという、多くの目というのはそういうことを言っているのだんですけども、私はこういうことが必要なのだなという風に思っています。

委員長：ありがとうございます。それでは、今の御指摘も含めて、ここの表現のところは再検討いただき事務局の方で調整いただければと思います。

肥後委員：柳瀬委員から出ている意見③について、ジェンダー教育を入れるとすれば、基本方針2の当たりかなと思ったのですが、かと言って色々きちんと書こうとすると大きな変更が必要なので大変かと思います。施策1の方向性に「国籍や人種、言語、性差、経済状況、宗教、障害のあるなしに関わらず」ということで「性差」と書いてあるので、すごく簡単な解決法としてはここにジェンダーを加えるかなという風に思いました。

委員長：御提案ありがとうございます。柳瀬委員の、言葉を加えてほしいという意見③ですが、一括してどこかに入れるというのも考えられますけれども、よく見ると、今の御指摘のように入っているところも結構あるので、そこをより強調させることで、もちろんこういう御意見があったということは事務局等で残していくということは大事だと思いますけれども、反映の仕方としては、なるべく今の原案のところに入れていくというのがよいのかなという風に思います。

では、続いて、21 ページから 24 ページ、基本方針3について、事務局より御説明をお願いします。

事務局：（基本方針3の修正箇所について説明）

委員長：ありがとうございます。先ほどの肥後委員の御提案で言えば、23 ページ、「保健学習・食育の充実」のところで「性に関する問題」ということにも触れているので、これも、柳瀬委員の御指摘に対する1つの回答になるのかなと思います。

柳瀬委員からもう1つありました、22 ページの「芸術文化活動の推進」のところで修正案が出てきていて、最後の文で、「さらに地域や学校で芸術文化活動がさかんになることを目指します」というような文言を付け加えたらどうかという御提案が、本日の配布資料の中に書かれていました。これについてもあわせて御検討いただければと思います。

事務局（総務課）：柳瀬委員からは、メール以外にも事前に口頭でもお話しを受けておりまして、実は、皆様に御提示しています芸術文化活動の推進の中に、「学校での芸術文化活動を活性化するとともに」というようなことで、修正を加えているところです。

委員長：もう少し書くボリュームは確かにあると言えはありますけれども、個別の御相談の中で調整いただくことも可能かと思しますので、とりあえずこの文言でやりとりしていただければという風に思います。

他の箇所について、いかがでしょうか。

和泉委員：芸術文化の活動ですが、昨年度から、芸術文化の予算で各学校自由に色々なアーティストを呼んで本物に触れる体験を、ということで、本物ってやっぱりすごいよねという感想や実感を子供たちや先生方からいただいていることもあり、柳瀬委員が熱心にここを取り組んでいたこともありますけれども、こういう風にこれからも重点施策として継続していくことを示す意味で、足してもよいのかもしいないと思いました。

委員長：ありがとうございます。正式名称を存じ上げないのですが、そういうのを入れるというのも1つの手かなという風には思います。

他よろしいでしょうか。

では、続いて、基本目標2に入りまして、25 ページから 28 ページまで、基本方針4について、事務局より御説明をお願いします。

事務局：（基本方針4について説明）

委員長：前回からここは動かしていませんので、改めて、このままでよいかということで御確認いただきたいと思います。

特に無ければ、引き続いて、29 ページから 32 ページまで、基本方針5について、事務局より御説明をお願いします。

事務局：（基本方針5の修正箇所について説明）

委員長：ありがとうございました。こちらについてはいかがでしょうか。それでは、次に、33 ページから基本方針6について、事務局より御説明をお願いします。

事務局：（基本方針6について説明）

委員長：ありがとうございました。先程の ICT の話がここに出てきているということです。御確認をお願いします。

それでは、次に、36 ページから 38 ページまで、基本方針 7 について、事務局より御説明をお願いします。

事務局：（基本方針 7 の修正箇所について説明）

委員長：ありがとうございます。こちらについてはいかがでしょうか。

和泉委員：36 ページの「図書館サービスの充実」ですが、今まで見落としていたというのが正直なところなのですが、この取組の中に、読書のバリアフリーを目指す何か、が必要と感じています。すでに中央図書館ではそういう取組を始めていますけれども、今新たな図書館についても意見募集をしていたり、複合機能を持つ新たな図書館を整備するに当たり、そういう図書館というのはどういう図書館だろうと考えた時に、誰もが使える図書館を目指すということで、バリアフリーのコンテンツの充実が公共施設として大事ではないかと思っているので、ここに加えた方がよいのではないかと思います。

委員長：具体的にどこをどういう風に修正いただくとよいでしょうか。

和泉委員：「安全で利便性の高い図書館サービスの提供」の最後の文章に複合機能が出てきますが、この目指すところは、誰もが読書できる社会、読書バリアフリー法に基づいた図書館づくりである、といった一文があった方が、事業化していく中でも非常に紐づけが明確になるのではないかなと思います。

事務局（中央図書館）：ただいまの御指摘ですが、施策の方向性の最後の 2 行に「いつでも、どこでも、誰でも図書館サービスを受けられるように」と既に入れていますので、今御意見いただきましたように、当然新たな機能を持つ施設を設置するに当たりましては、そういった施設面での整備はもちろんでございますが、国の方でも読書バリアフリー法という法律に基づきまして図書館サービスを提供するという流れになっていますので、今現在取り組んでいる内容につきましては、電子図書館サービスを取り入れてまして充実させていくところです。そういった取組も含めまして整理したいと思います。

委員長：よろしくお願いいたします。他にいかがでしょうか。それではここは以上にしたいと思います。

それでは、続いて 39 ページから基本目標 3 に移ります。まず基本方針 8 について、事務局より御説明をお願いします。

事務局：（基本方針 8 について説明）

委員長：ありがとうございます。こちらについてはいかがでしょうか。修正ないということですので、特段問題なければこのまま進めたいと思います。

続いて、42 ページから 44 ページまで、基本方針 9 について、事務局より御説明をお願いします。

事務局：（基本方針 9 の修正箇所について説明）

委員長：ありがとうございます。こちらについてはいかがでしょうか。当日配布資料の和泉委員のところで、基本方針 9 のタイトルを修正したらどうかという御提案がございました。「地域と学校の信頼関係の構築による学びを推進する」という、先程御説明のあった通りです。43 ページの施策 2 についても、それと連動する形で「学校と連携した学びの地域づくり」という表現に置き換えたらどうかという御提案がありました。ここについてはいかがでしょうか。

ここは、前回からも見出しに苦労していて、それもあって、赤線が引いてあるようなコミュニティ・スクールや家庭教育学級という具体的な取組にすることで、それ自体も分かりやすくなったし、地域や家庭という言葉の重なりを回避するという点では上手くいったのかなとは思っています。そういう観点でいった時に、先程の和泉委員御提案の基本方針が、「地域と学校の信頼関係の構築」ということで、ちょっと狭くなってしまうのではないかなと思います。施策 2 も変えるということではあるのですが、全部に地域が入ってしまうのと、それに学校も重なってくるので、見出しそのものは悪くないのですが、変えることによって、他との違いが見えにくくなるのかなというのは思いました。見た目上も、先程言ったような大きな概念と具体的な施策という関係性から考えて、表現を変えていった方が違いは見えるのかなという感想は持ちました。

富田委員：提案があった「地域と学校の信頼関係の構築による学びを推進す

る」というのは、43 ページの施策の方向性の一番下に、それに関連した文言があるのですが、それを方針の最初に持ってくると、信頼関係の構築というところが引っ掛かるので、これが全部に関連しているのかなと思ってしまって、この施策2の部分にあるのは分かるのですが、それを方針の方に持ってくるというのは違和感があるなと思いました。

和泉委員：意見としては「信頼関係の構築」と書いたのですが、そもそも長いし、あまり適していないなとは思っています。ただし、施策2のタイトルについて、主語が何なのかと考えた時に、学校が主語ではなくてここは地域が主語の施策に該当すると思っているので、大きく意味を変えるものではないのですが、表現として「学校と連携した学びの地域づくり」にした方がいいのかなというのと、基本目標の大きい所ですね、これは、答申を読みながら、この言葉が大事だと思って提案したまでですので、そこまで何が何でも、ということではないです。分かりやすさがやはり大事かと思います。

委員長：もう1つ考えなければならないのは、生涯学習、社会教育の観点からは、そこは出てくる方針のところなので、学校がという主語を入れないと言いながら結果的に見出しに学校という文字が逆に入ってくるというのがどうなのか、学校と連携したなんて主語が変わるのだけれど、結果的に学校という字が入ってくるわけですね。そこは逆効果にならないのかなというのは、見ていて感じたところがあります。

事務局（生涯学習推進課）：タイトルの方は信頼関係の構築における学びもあるなというところは、担当課としては思うところであります。施策2の主語が学校か地域かというところですが、目指すところは、最後は学校がとった地域づくりというところにつきたいなとは思っていますが、その一歩手前の段階なのかなという風に思っています。

委員長：ありがとうございます。基本的には、まだ和泉委員も迷われているところもあるようなので少しこのままにしておいて、先程と同様に、またパブコメ等も踏まえて最終的にこのままでよいかどうかを考えたいという風に思います。

では、3章は以上にしたいと思います。

最後に、第4章・第5章について、事務局から説明をお願いします。

事務局：（第４章・第５章について説明）

委員長：ありがとうございます。これにつきまして、何かありますでしょうか。それでは、特に無ければ、これにつきましては御意見等、資料のところですので、事務局の方にお伝えください。

最後の方は大分駆け足になりましたけれども、一通り見てまいりました。資料２の概要案については、抜粋版ですので、特に問題ないという風に承っていますので、この内容についても入れるべきところ等ありましたら御意見いただければという風に思います。

今日の議論のところでまだ尽くしていない部分はありますけれども、基本的にはこちらに一任して頂いて、事務局の方と調整しながらパブリックコメントに臨むということで進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、議事１につきましては以上にしたいと思います。

（２）パブリックコメントの実施について

委員長：続いて、議事（２）パブリックコメントの実施について、事務局から資料の説明をお願いします。

事務局：（資料３について説明）

委員長：ありがとうございます。何か御質問等がありますでしょうか。先程の資料１と資料２は、両方出すということです。それでは、特になければ、このような手続きで進めていくということで確認させていただきます。

（３）小中学生を対象としたアンケート調査の実施について

委員長：それでは、続いて、議事（３）小中学生を対象としたアンケート調査の実施について、こちらについても、前回のものについての修正版が出てきています。事務局から資料の説明をお願いします。

事務局：（資料４について説明）

委員長：ありがとうございます。これにつまましていかがでしょうか。

和泉委員：修正ありがとうございます。1つ目は、これはとても画期的というか、非常に大事なアンケートではないかと思っています。3の質問構成のところで、属性をもう少し加えてもいいのかなと思いました。性別について、男、女、どちらともいえない、答えたくない、という風に、せっかく実施するので、貴重なデータをどう活用できるかは今後検討が必要ですが、色々分析ができるのではないかとと思うので、属性について考えてみてもよいのかなと思いました。

2つ目は、3ページの選択肢の表現についてですが、主語が違います。1、2、3、6、8、9は子どもが主語で、4、5、7は大人に望んでいる、取り組んでほしいことを聞いているという気がします。ここがどうなのだろうと感じました。アンケートの目的としては、大人に取り組んでほしいことがあるのではないかとと思うので、このアンケートの一番上の文章の中に、こんな学校・まちになったらいいなと思うことや、「大人にのぞむこと」「大人にしてほしいこと」という表現を入れてもいいのかなと思いました。

3つ目は、前回、書き方をもう少し学年に応じた表現が必要なのではと言いましたが、ちなみに、4年生は、1から9まで理解して反応も得られたので4年生以上はこれで十分理解できそうだなと思いました。サンプルは3ですが、ただ、それより幼いと、もう少し平易な書き方の方がよいと思いました。

委員長：他にいかがでしょうか。

肥後委員：私も、主語の違いは気になりました。今回、「こんな学校・まちになったらいいなと思う」というのが付け加えられてかなり工夫されていると思うのですが、やはり自分たちがすることと大人がすることを並べて比較するのは相当難しいと思うので、全部子どもたちがすることにするのかなと思いました。5番の1番下も「給食を食べる」と言い換えて子どもたちがすることにした訳ですね。その上だったら「エアコンのついた体育館で快適に過ごす」とか、4番であれば「先生たちも勉強して、ワクワクした授業をしてもらおう」とか、子供たちを主語にできないかなという風に思いました。

委員長：他にいかがでしょうか。ここはもう少しやりたいところもあるので、すけれども時間が来てしまいましたので、こちらの方で事務局と一緒に検討させていただいて一任いただければという風に思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。予定された議事については以上となります。皆様から他に何か御意見・御提案等ありますでしょうか。

それでは、事務局の方から御発言お願いいたします。

教育長：パブリックコメントまでに何とか進めることができましたので、ここまでのお礼ということでお話しをさせていただければと思います。今日で、6回になったかと思います。皆様には、それぞれの立場から貴重な御意見をいただいて、3期に比べまして今後やるべきことというのが新たに加えられて進化したのではないかなという風に私も感じる事ができています。まだ修正すべきところはあるようですけれども、それを修正しまして、今提案がありましたようにパブリックコメントにかけたいという風に思います。また、そのコメントが戻って来ましたら、皆様に御議論いただくことになるかと思います。その際は御協力の方よろしくをお願いいたします。ここまで、ありがとうございました。

委員長：ありがとうございました。本日の協議事項は以上にしたいと思います。それでは、事務局の方に進行をお返しいたします。

3 閉会

事務局：樋口委員長、ありがとうございました。委員の皆様におかれましても、長時間にわたり慎重な審議をありがとうございました。

本日の会議は以上となります。なお、次回の会議は来年1月頃を予定しています。詳細は後日メールにて調整させていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、以上をもちまして、第6回第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会を閉会とさせていただきます。本日はお忙しい中ありがとうございました。

第6回第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会次第

日 時：令和7年（2025年）10月1日（水）

午後1時30分から午後3時30分まで

場 所：つくば市役所コミュニティ棟1階 会議室1

1 開会

2 議事

- (1) 第4期つくば市教育振興基本計画の素案について
- (2) パブリックコメントの実施について
- (3) 小中学生を対象としたアンケート調査の実施について

3 閉会

配布資料

資料番号	資料名
資料1	第4期つくば市教育振興基本計画（案）
資料2	第4期つくば市教育振興基本計画概要版（案）
資料3	パブリックコメントの実施について
資料4	第4期つくば市教育振興基本計画策定に係る小中学生を対象としたアンケート調査の実施について
資料5	第4期つくば市教育振興基本計画策定スケジュール
参考資料	第5回第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会会議録

第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会 委員名簿
(任期：令和6年(2024年)12月19日から令和8年(2026年)3月31日まで)

No.	選出区分	役職名	氏名	備考
1	(1) 学識経験者	筑波大学教授	樋口 直宏	
2	(1) 学識経験者	茨城大学名誉教授	正保 春彦	
3	(2) 保護者	つくば市 PTA 連絡協議会顧問	森田 修司	
4	(3) 学校長	学園の森義務教育学校長	永井 英夫	
5	(3) 学校長	並木小学校長	大村 千博	
6	(4) 幼稚園長	島名幼稚園長	富田 昌生	
7	(5) 教育委員	つくば市教育委員	和泉 なおこ	
8	(6) 市民	—	肥後 範行	
9	(6) 市民	—	西村 結美	
10	(6) 市民	—	中郡 奈々	

令和7年(2025年)10月1日(水)
第6回第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会

第4期つくば市教育振興基本計画（案）

つくば市教育委員会

【対象期間】

令和8年度（2026年度）から
令和12年度（2030年度）まで

教育振興基本計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

令和3年（2021年）3月に、令和7年度（2025年度）までの5年間を計画期間とした「第3期つくば市教育振興基本計画」を策定し、「夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現」を基本理念に掲げ、各人の違いが受容され、人と人とがつながり、全ての人が自分の興味のあることや夢に向かって学ぶことができる教育を実現し、よりよい未来をひらく力を育成してきました。

この間、人口減少や少子・高齢化、グローバル化の進展、デジタルトランスフォーメーション（DX）の進展等、社会情勢が急速に変化する中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や国際情勢の不安定化という予測困難な時代の象徴といえる事態が発生しました。

また、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいを捉える「ウェルビーイング（Well-being）」という考え方が重視されてきています。

そのような中、子どもたちの「生きる力」をさらに伸ばし、社会の急速な変化に対応し、自立して主体的に社会に関わり、未来に向けて新たな価値を創造できる力を育むことが重要になっています。

また、いじめ・不登校など課題を抱える子どもたちへの支援、部活動改革、学校における働き方改革、施設の老朽化への対応などの課題に対応した施策の展開が求められています。

こうした社会の急速な変化や課題への対応が求められる中、令和7年度（2025年度）で「第3期つくば市教育振興基本計画」の期間が終了することから、国及び茨城県のエ育振興基本計画に定める基本的な方向性を踏まえつつ、社会情勢の変化、本市のこれまでの取り組み状況や課題等を踏まえ、令和8年度（2026年度）以降の5年間で取り組むべき施策の方向性を明らかにする「第4期つくば市教育振興基本計画」を策定します。

2 国の動向

第4期教育振興基本計画の閣議決定（令和5年（2023年）6月16日 閣議決定）

令和5年（2023年）6月に中央教育審議会の答申に基づき、教育基本法第17条に基づく「第4期教育振興基本計画」が閣議決定されました。

総括的な基本方針・コンセプトとして、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が掲げられています。また、総括的な基本方針の下、以下の5つの基本的な方針を定めています。

- ・グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ・誰一人取り残されず、すべての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ・地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ・教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- ・計画の実効性確保のための基盤整備・対話

3 県の動向

茨城県では、令和元年（2019年）8月に、茨城県総合計画の教育、学術及び文化に関する部分をもって茨城県教育大綱としています。

また、令和4年（2022年）3月に、茨城県総合計画の教育に関する部分をいばらき教育プランとして位置付けています。

4 市の動向

つくば市では、令和2年（2020年）3月に、つくば市の教育の根幹となるつくば市教育大綱を策定しました。

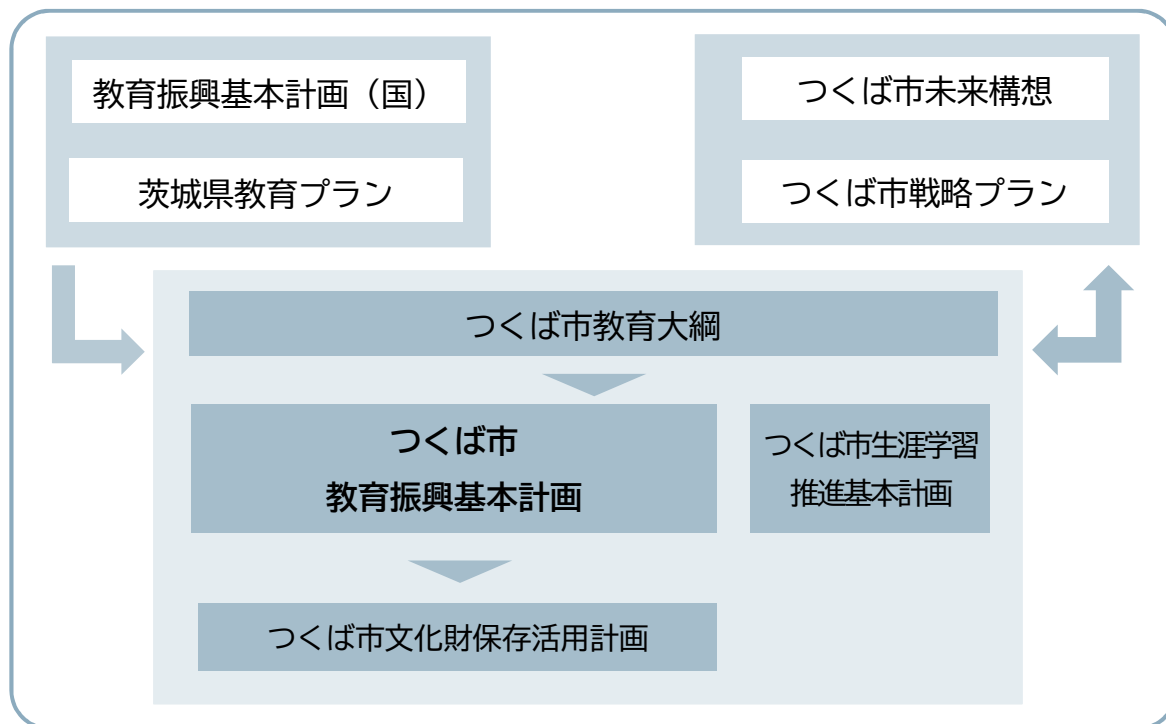
教育大綱では、「一人ひとりが幸せな人生を送ること」を最上位の目標としており、一人ひとりの違いが受容され、多様で豊かな個性が発揮される環境のもと、一人ひとりが自己実現し、社会力が育つことを目指し、つくばで目指す考え方の転換として以下の3つの柱を掲げています。

- ・「教え」から「学び」へ
一斉・一方向教育から個別・双方向の学びへ
- ・「管理」から「自己決定」へ
受動から能動へ
- ・「認知能力偏重」から「非認知能力の再認識」へ
知識偏重の教育から全人教育へ

5 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、国の第4期教育振興基本計画（令和5年（2023年）6月16日閣議決定）を参酌し、本市の実情に応じた教育を振興するための基本的な計画です。

また、本計画は、つくば市の目指すまちの姿を示した「つくば市未来構想」と、その実現のための「第3期つくば市戦略プラン」及び令和2年（2020年）3月に策定された「つくば市教育大綱」との整合性を確保し、策定するものです。



6 計画の対象

本計画は、幼児・児童・生徒を主な対象にするとともに、社会教育・生涯学習の視点に基づき、広く市民を対象とします。

7 計画期間

計画期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

計画期間

年度	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
つくば市 未来構想	未来構想							
	第2期戦略プラン		第3期戦略プラン					次期 戦略プラン
教育大綱	つくば市教育大綱		つくば市教育大綱					
教育振興 基本計画	前期計画			第4期つくば市教育振興基本計画				

つくばが目指す教育

1 計画の基本理念・目標

(1) 基本理念

「つくば市教育大綱」では、本市教育が目指す最上位の目標を、「一人ひとりが幸せな人生を送ること」としています。

この目標の達成に向けて本計画の基本理念は、第3期つくば市教育振興基本計画の理念を引き継ぎ『夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現』とし、各人の違いが受容され、人と人とがつながり、全ての人が自分の興味のあることや夢に向かって学ぶことができる教育を実現し、よりよい未来をひらく力を育成します。

【 基 本 理 念 】

夢に向かってよりよい未来をひらく
「学び」の実現

(2) 基本目標

上記基本理念を踏まえ、本計画における基本目標を下記のとおり設定します。

基本目標1

共に幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする

基本目標2

「学び」の多様性に対応する場と機会を整える

基本目標3

地域と共に学び合い育ち合う教育を推進する

夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現

共に幸せな人生を送るために
一人ひとりの「学び」を大切
にする

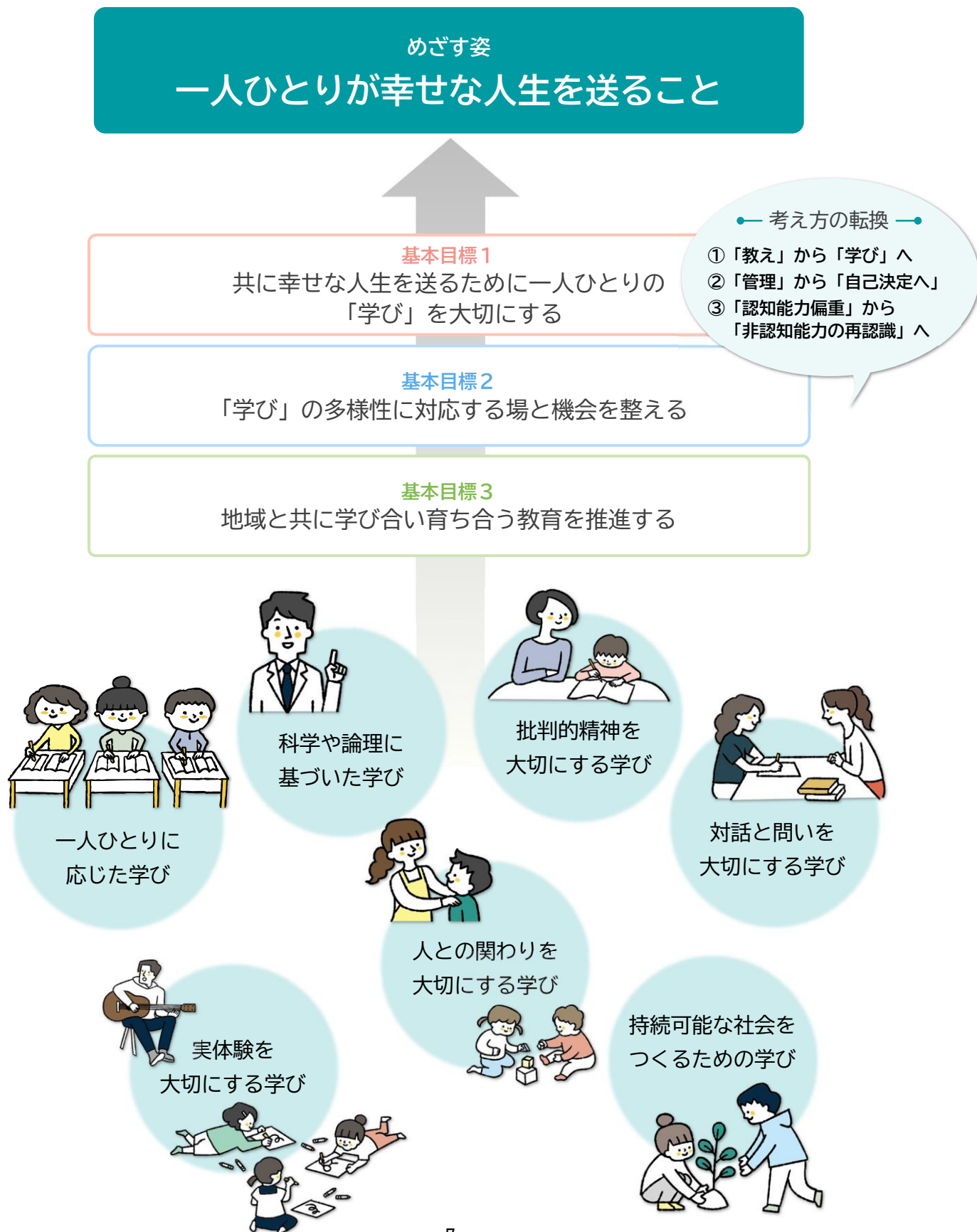
「学び」の多様性に対応する
場と機会を整える

地域と共に学び合い育ち合う
教育を推進する

2 計画の体系

基本理念	基本目標	基本方針	施策
夢に向かってよりよい未来をひらく 「学び」の実現	1 共に幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする	1 未来をひらく力を育む	1 個別・双方向による多面的な学びの推進
			2 幼児教育・遊びの充実
			3 学校外の学びの充実
		2 互いを認め合い、誰もが輝く学びを推進する	1 共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進と子どもの権利の保障
			2 教育相談体制の充実と多様な教育ニーズへの支援
			3 家庭への支援の充実
		3 豊かな心と健やかな体を育む	1 豊かな心の育成
			2 健やかな体の育成
	2 「学び」の多様性に対応する場と機会を整える	4 教職員が安心して学び・働き続けられる環境を整備する	1 教職員への支援体制の充実
			2 教職員の「働き方改革」の推進
		5 「学び」を保障する学校環境を整備する	1 学校施設・教育用備品等の充実
			2 学校の安全体制の確立
			3 学校等の適正配置
			4 学校給食の充実
		6 ICTを活用した学びを推進する	1 デジタル学習基盤を活用した学びの充実
			2 ICT教育環境の充実
		7 「学び」を支える機会を広げる	1 図書館サービスの充実
			2 誰もが学べる社会教育・生涯学習の推進
	3 地域と共に学び合い育ち合う教育を推進する	8 つくばらしさをいかした「学び」を推進する	1 つくばの特性をいかした学びの推進
			2 つくばの歴史・伝統文化を体験できる機会の充実
		9 社会全体で大人も子どもも共に育つ学びを推進する	1 学校・家庭・地域が一体となった学校づくりの支援の充実
			2 地域と連携した活動の充実

つくば市の教育が目指す「一人ひとりが幸せな人生を送ること」の実現に向けて、前ページの3つの基本目標の推進に、学校・家庭・地域が連携・協働し、豊かな学びを提供することで、社会全体で未来を担う子どもの成長を支えていきます。



施策の展開

基本目標 1 共に幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする

基本方針 1 未来をひらく力を育む

施策 1 個別・双方向による多面的な学びの推進

施策の方向性 //

つくば市では、近代公教育が抱えてきた課題を踏まえ、これまでの「教え」から「学び」へと考え方の転換を図るとともに、「管理（受動）」から「自己決定（能動）」への教育を展開することで、一斉・一方向ではない個別・双方向の学びを目指します。さらに、「認知能力偏重」から「非認知能力※の再認識」へと考え方を転換し、知識偏重の教育ではなく、全人教育※を目指します。

問いから始める学びど魅力ある授業の展開に努めるとともに、つくばスタイル科などを中心に取り組んでいる新しい時代に対応した教育についてもより一層充実させます。

さらに、学校ごとに異なる状況やニーズに応じて、それぞれの学校に合わせた支援を取り入れることで、より効果的な学びの環境を整えます。

また、当市では小中一貫教育の実施を図り、学びの連続性と多様な異学年交流を実現させてきました。今後も、9年間の教育内容の系統性と連続性及び異学年交流の機会を確保し、各学校の特性をいかした学びの在り方を尊重しつつ、質の高い教育を実践します。

※非認知能力：「IQ（知能指数）」のように数値化できる能力を指す「認知能力」に対して、「やる気」、「リーダーシップ力」、「協調性」など数値で測れない能力のこと。

※全人教育：人間が持つ諸資質を、全面的かつ調和的に育成しようとする教育のこと。

主な取組 //

- ◆ 全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現
- ◆ 自己決定を重視した教育の推進
- ◆ 非認知能力を意識した学校での教育活動の推進
- ◆ つくばスタイル科によるプロジェクト学習の推進
- ◆ 小中一貫教育の推進
- ◆ 小規模特認校の設置

全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現

主な担当課等：学び推進課、総合教育研究所

子どもたちが新しい時代をよりよく生きる力を育むためには、教えられた知識を覚えるだけではなく、子どもたち一人ひとりの興味・関心を基にした、子どもたち自身の中からわき上がってきた個々の疑問を大切にする「問いから始める学び」を推進し、子ども主体の教育を進めることが必要です。

これからの学校教育には、子どもたち一人ひとりの特性や学習進度などに応じた指導及び学習活動の機会の提供により、一人ひとりの意欲を高め、主体的な学習を引き出す個別最適な学びと、児童生徒同士による学び合いや、地域など多様な他者との関わり合いから生まれる協働的な学びの特性をいかすことにより、全ての子どもたちの可能性を引き出すことが求められます。

子ども一人ひとりに寄り添うことのできる学習環境を取り入れ、個別最適な学びの実現を図ります。そのために、高学年における教科担任制※、小規模校におけるティーム・ティーチング※などの教員配置、「インタラクティブスタディ※」による一人ひとりの学習履歴を活用した個別支援などを行います。さらに、対話や協働の場面を設定することで、子どもたちが多様な価値観に触れ、創造的に思考し、自身の答えにたどり着くことのできる協働的な学びの実現を図ります。

これらの学びの実現のために、つくば市では40年以上前からICTを活用した質の高い授業を展開することで、より良い学びを実現してきました。また、課題解決学習モデルとして「つくば7C学習※」を教育活動にいかし、ICTを活用した7つの資質能力の育成を目指しています。今後もICT機器を積極的、効果的に活用し、子どもたちの可能性を引き出していきます。

学校における個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るためには、授業改善が欠かせません。学校の個別の課題やニーズに合わせて、指導主事等が学校訪問や授業づくり伴走支援を行うことで、授業改善につながる教員個々の授業力の向上や学校組織全体の活性化、教育行政と学校現場の連携強化など多層的な効果を目指します。また、こうした取組の効果を把握するため、「幸せな学校づくりアンケート」を市内全児童生徒に実施し、分析結果を各学校にフィードバックすることで、児童生徒のより豊かな学びを創造していきます。

※教科担任制：つくば市の小中一貫教育で5学年以上に実施している教科ごとの担任制度。

※ティーム・ティーチング：授業場面において、2人以上の教職員が連携・協力して一人ひとりの子どもおよび集団指導の展開を図り、責任を持つ指導方法および形態。

※インタラクティブスタディ：家庭等からインターネットを使って学習できるeラーニングシステム。

※つくば7C学習：従来のICT教育の「C」が意味する「Communication」だけではなく、「C」に7つの意味を持たせたものです。7C学習の7Cとは、Cooperation（協働力）・Communication（コミュニケーション力）・Critical thinking（批判的思考力）・Computational thinking（プログラミング的思考）・Comprehension（知識・理解力）・Creativity（創造力）・Citizenship（市民性（社会力））を指します。

自己決定を重視した教育の推進

主な担当課等 : 学び推進課

変化の激しい社会で、自ら未来を切り開き、幸せな人生を送るためには、学びの主体性を高め、批判的思考や創造力、変化に適応できる力などを養うことが重要です。そのためには、子どもたちに、受け身ではなく能動的に学ぶ姿勢が身につくよう、自ら課題を見つけ、考え、行動する力を育む教育を推進し、子どもたちの自己決定の機会を保障することが大切です。

学校では、学校生活のきまりごとに関し、子どもたち自らが課題を見つけ、多様な人々と対話を重ね、納得できる答えを創り出すルールメイキングを実施し、問題解決能力や創造性を高め、主体的な学びを展開します。

このほか、学校行事や授業などあらゆる教育活動で、子どもたちの自己決定を重視した教育を推進します。

非認知能力を意識した学校での教育活動の推進

主な担当課等 : 学び推進課

子どもたちの社会力を育むためには、認知能力だけでなく、非認知能力の果たす役割が大きくなると考えられます。

非認知能力は、子どもたちの発達段階に応じて高めていくことが大切です。初等中等期では、各教科や特別活動など学校教育全体を通して自己肯定感を高め、主体的な課題への挑戦や、他人を思い、規範意識を持った行動から、他者への信頼感や自己有用感が実感できる教育に取り組めます。

つくばスタイル科によるプロジェクト学習の推進

主な担当課等：総合教育研究所

(つくば21世紀型能力の育成)

発信型プロジェクト学習である「つくばスタイル科※」では、市の有する教育資源を活用し、7つの内容（環境、キャリア、歴史・文化、健康・安全・防災、科学技術、福祉、国際理解）について、学びのステップIn（課題を見つける）・About（情報を集める）・For（何ができるか考え、発信する）による学習を展開し、「つくば21世紀型能力※」の育成を図ります。

※つくばスタイル科：平成24年度（2012年度）、文部科学省の教育課程特例校の指定を受け創設した、つくば市ならではの9年間を貫く次世代型カリキュラム。7つの内容（環境、キャリア、歴史・文化、健康・安全・防災、科学技術、福祉、国際理解）をもとに3つのステップ（In-About-For）で構成された発信型プロジェクト学習を行い、次世代型スキルを育成する。

※つくば21世紀型能力：次世代を担う児童生徒に身に付けさせたい力として、「21世紀型能力」を基盤として、つくば市の目指す資質・能力を4分類6種15の力として整理・構築したもの

分類	種	力
<u>I 思考に関するスキル</u>	<u>A 問題解決</u>	<u>1 客観的思考力</u>
		<u>2 問題発見力</u>
	<u>B 自己マネジメント</u>	<u>1 自己認識力</u>
		<u>2 自立的修正力</u>
	<u>C 創造革新</u>	<u>1 創造力</u>
		<u>2 革新性</u>
<u>II 行動に関するスキル</u>	<u>D 相互作用</u>	<u>1 言語活用力</u>
		<u>2 協働力</u>
<u>III 手段・道具を活用するスキル</u>	<u>E 情報ICT</u>	<u>1-1 情報活用実践力</u>
		<u>1-2 プログラミング教育実践力</u>
		<u>2-1 情報の科学的理解力</u>
		<u>2-2 プログラミング教育の科学的理解</u>
		<u>3 情報化社会に参画する態度</u>
<u>IV 世界市民としての力</u>	<u>F つくば市民</u>	<u>1 地域や国際社会への市民性</u>
		<u>2 キャリア設計力</u>

小中一貫教育の推進

主な担当課等：学び推進課

当市では、「子どもの成長の連続性の保証」を実現すべく市内全学校で小中一貫教育を実施しています。中学校区を単位として学園を形成し、義務教育9年間を系統的に行うことで、発達段階に応じた切れ目のない教育を目指します。また、多様な異学年交流を行うことで他者とのかかわる力を高めます。さらに、発達段階を考慮し、教科担任制を導入するとともに、専門性をいかした小学校への中学校教員の乗り入れ授業など、質の高い授業づくりを行います。

義務教育卒業までを系統的に捉え、校種間接続の問題解決のため、幼・保・小中義務・高が連携した教育活動が実施できるよう、接続プログラムの充実に努めます。

小規模特認校の設置

主な担当課等：学務課、学び推進課

当市では、小規模校の特色を活かした質の高い教育を提供し、多様な教育機会を創出するために、令和8年度より谷田部南小学校、栗原小学校を小規模特認校として設置します。これらの学校では、つくば市教育大綱の理念と類似するイエナプラン教育の考え方を参考に「子どもが自ら問いを立て、探究する学び」や「異学年学習による社会性の育成」を重視した教育活動を展開し、児童一人ひとりの探究心や主体性を育んでいきます。

施策２ 幼児教育・遊びの充実

施策の方向性 //

幼児期は「非認知能力」を育む重要な時期であり、遊びの中での自己表現や挑戦、そこから得られる自己肯定感などが、将来の学びにつながることから、子どもが周囲の人々から見守られる中で、日々、楽しく、安心して過ごし、そこでの遊びや生活などの直接的・具体的な体験を通じて生涯にわたる人間形成の基礎を養う幼児教育の充実を目指します。

また、幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行の推進を図るとともに、社会全体で子どもの育ちの場を支えるという考えから、幼稚園、認定こども園、保育所等の幼児教育施設・家庭・地域が連携して教育力の向上を目指します。

つくば市教育大綱をはじめとしたつくばの教育の理念を各関係者が共通に理解し、それぞれの特性をいかし補完し支え合う関係性を構築しながら、対話と協働による連携を図ります。

主な取組 //

- ◆ 多様な経験につながる豊かな遊びの推進
- ◆ 幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行の推進
- ◆ 公立幼稚園の在り方の検討

多様な経験につながる豊かな遊びの推進

主な担当課等 ： 学び推進課

幼児自らがやりたい遊びに取り組み、友達と夢中になって遊ぶ中で、挑戦したり試行錯誤したり、時には悔しさや葛藤などを味わったりできるよう、保育者は、日々子どもたちの様子をしっかりと把握し、発達段階や興味、関心を適切に理解して、子どもたちが遊び込めるような環境づくりを進めます。

子どもの自主性や創造性を尊重し、子どもたちの自発的な遊び込みを中心とした幼児教育を展開することで、非認知能力を高め、好奇心や探究心、集中力、想像力、コミュニケーション能力、困難を乗り越える力、最後までやり抜く力などを養います。

幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行の推進

主な担当課等：学び推進課

幼児教育施設ではアプローチカリキュラム※を、小学校ではスタートカリキュラム※を着実に実行するとともに、これらを生かしながら幼児教育と小学校教育の学びと育ちの連続性により重点を置き、幼児教育施設と小学校が共通の理念をもって作成する架け橋カリキュラム※についての検討を進め、その接続性の向上に努めます。

幼稚園教育要領で示されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」※を、幼児教育施設、小学校双方が十分に理解し、この姿を方向目標として幼児教育施設での保育を実施し、小学校以降の教育ではその姿を意識して学びに向かう力の育成を図ることで、幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行を推進します。

※アプローチカリキュラム：就学前の幼児がスムーズに小学校の生活や学習に適応できるようにするとともに、幼児期の学びを小学校教育につなげるために作成する、幼児期の教育終了前（5歳児の10月～3月）のカリキュラム。

※スタートカリキュラム：小学校へ入学した子どもが、幼稚園・保育所・認定こども園などの遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラム。

※架け橋カリキュラム：幼児期から児童期の発達を見通し、幼児教育施設・小学校における教育・保育の内容、指導計画等の作成の前提となる、5歳児から小学校1年生までの期間（架け橋期）を一体的に捉えたカリキュラム。

※幼児期の終わりまでに育ってほしい姿：健康な心と体、自立心、協同性、道徳性・規範意識の芽生え、社会生活との関わり、思考力の芽生え、自然との関わり・生命尊重、数量・図形、標識や文字などへの関心・感覚、言葉による伝え合い、豊かな感性と表現

公立幼稚園の在り方の検討

主な担当課等：学務課

当市の公立幼稚園については、定員に対する充足率が低いなどの課題のある中、3歳児保育や預かり保育の実施など、利用者の多様なニーズへ対応していく必要があります。このような現状から、公立幼稚園に求められる機能や役割を再整理するとともに、少子化等の社会情勢及び利用者ニーズを踏まえた効果的・効率的な公立幼稚園の運営体制等を検討し、幼児教育の充実につなげていきます。

施策3 学校外の学びの充実

施策の方向性 //

当市では、「認知能力偏重」から「非認知能力の再認識」へと考え方の転換を図るとともに、全人教育を目指し、学校はもとより、学校外での学びが果たす役割を再認識し、その充実に努めます。学校外の多様な体験が非認知能力の育成につながることを踏まえた取組を推進します。

多様な文化、質の高い芸術、豊かな自然、高度な科学技術などつくばの恵まれた環境をいかし、実物や実体験を通して学ぶことにより、子どもの好奇心を刺激し、子どもが持っている興味を広げ、掘り下げるなど、創造性と革新性を促す教育を推進します。

主な取組 //

- ◆ 実体験を大切にする学びの充実
- ◆ 非認知能力を高める学校外での学びの充実

実体験を大切にする学びの充実

主な担当課等 ：生涯学習推進課

子どもたちが未来へ飛躍できる能力や意欲を育むためには、つくばの恵まれた環境をいかした実体験を通じた学びが大切です。当市では、子どもたちの実体験の場として中学生や高校生が参画する青少年体験学習事業によって地域交流・多世代間交流事業の充実を図ります。さらに、子どもたちの好奇心を刺激し、子どもたちが持っている興味を広げる自然体験事業（キャンプ、自然観察など）、生活体験事業（料理体験、宿泊体験など）、伝統文化の継承事業（しめ縄づくり、太鼓の演奏体験など）、科学・工作体験活動など、地域における諸団体が主体となって行う活動の充実が図れるよう支援します。

非認知能力を高める学校外での学びの充実

主な担当課等 ：学び推進課、生涯学習推進課

非認知能力を高めるために、学校外の学びも大切であり、学校では、職業体験学習やまち探検学習等を行い、地域や他者との関わりや様々な分野の体験活動の充実を図っていますが、保護者に対しては家庭教育学級などを活用しその重要性について周知を図ります。

今後は、家庭教育学級の活用をより一層推進し、保護者が非認知能力の重要性を深く理解できるよう、社会教育指導員がファシリテーターとなるワークショップを拡充していきます。保護者等の集まりがある場に社会教育指導員が出向き、家庭教育及び家庭教育学級について直接説明を行うことで、より深い理解へとつなげることを目指します。

基本方針2 互いを認め合い、誰もが輝く学びを推進する

施策1 共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進と子どもの権利の保障

施策の方向性 //

共生社会とは、社会を構成する誰もがお互いの人格や個性を尊重し支え合い、それぞれの多様性を認め合える社会のことです。子どもの権利の保障や福祉の視点を重視しつつ、国籍や人種、言語、性差、経済状況、宗教、障害のあるなしに関わらず、すべての子どもが共に学び、育ち合うインクルーシブ教育を推進していきます。

合理的配慮に基づいた支援や工夫をし、「誰もが分かる」ユニバーサルデザイン授業を実施することや、一人ひとりのニーズに応じた支援を行うことを通して、それぞれの違いや個性を認め合える心を育み、様々な形で社会に参加できる人を育てます。

併せて、日本語の理解が十分でない帰国・外国人児童生徒への支援を適切に行います。

さらに、共生社会について市民の理解を深めるために、権利の保障や福祉の視点を重要な位置付けとして強化し、人権尊重の啓発・教育活動を充実させていきます。

主な取組 //

- ◆ 子ども同士の相互理解と豊かな人間性の醸成
- ◆ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導と交流及び共同学習の充実
- ◆ 帰国・外国人児童生徒への支援
- ◆ 市民への人権尊重の啓発・教育活動の実施

子ども同士の相互理解と豊かな人間性の醸成

主な担当課等 ： 学び推進課

共生社会の形成に向けて、子どもの権利を尊重し、豊かな人間性が醸成され、子どもたちがともに学び、ともに育つことのできる教育環境を整えます。

幼児教育では、遊びの中で子どもが多様な他者とふれ合い、一緒に活動する楽しさを味わう体験を数多く重ねます。その中で、互いの持ち味やよさを認めることができるよう援助することにより、人と関わる力の基礎を培います。

それを受けて、学校教育では、教育活動全体を通して、自分の意見を持ちながら、自分と異なる考え方を尊重する風土を大切にし、思いやり、感謝、相互理解、寛容の心を育てていきます。

一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導と交流及び共同学習の充実

主な担当課等：学び推進課、特別支援教育推進室

「みんなが幸せになる特別支援教育」を目指し、全教職員で特別支援教育に取り組みます。一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導内容や指導方法の理解を深めるために研修を行い、教職員の密な連携により、学校全体で支援体制を構築します。また、どの学級にも特別な教育的支援を必要としている子どもたちがいることを前提に、学習環境や授業をユニバーサルデザイン化するとともに、地域の特別支援学校や外部の専門家と連携した支援方法の検討やICTの活用を含む合理的配慮の提供を行います。

様々な心身の特性や考え方をもつ子どもたちがふれ合い、共に活動することにより、経験を広め、社会性を養えるよう、通常の学級と特別支援学級との間の交流及び共同学習を推進します。そして、特別支援学校に通う子どもたちとの相互理解の場として、特別支援学校が実施する「居住地校との間の交流及び共同学習」「学校間における交流及び共同学習」を支援します。

帰国・外国人児童生徒への支援

主な担当課等：学び推進課

日本語指導担当教員、日本語学習支援員（会計年度任用職員）及び日本語学習支援ボランティア（地域協力者）が、児童生徒一人ひとりの実態に応じたきめ細かい指導を実施します。

また、児童生徒の学校生活を豊かなものにするために、日本語指導担当教員及び日本語学習支援員が、学級担任などと連携し、適切な支援を行います。

市民への人権尊重の啓発・教育活動の実施

主な担当課等：生涯学習推進課

家庭教育学級・出前講座など市民への人権尊重の啓発・教育活動を通じて、私たち一人ひとりが人権を自分自身に関わる身近な問題としてとらえ、気づき、考え、行動する、人権が尊重されるまちを目指します。また、障害者のための生涯学習講座などの実施を通して、誰もが生涯を通じて学習に取り組むことができるようにします。

施策2 教育相談体制の充実と多様な教育ニーズへの支援

施策の方向性 //

教育上の不安を抱える児童生徒や保護者に対し、教育相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどによる教育相談体制の充実に加え、校内フリースクールの設置などにより、不登校児童生徒の居場所づくりを強化します。

また、平成28年（2016年）に制定された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨を踏まえ、不登校児童生徒に対する多様な学習活動の充実や個に応じたきめ細かな支援を推進するとともに、いじめや貧困等教育に影響する様々な課題に対する支援体制を整えていきます。

主な取組 //

- ◆ 保護者の抱える教育上の悩みへの対応
- ◆ いじめ、不登校、貧困など困難を抱える子どもへの支援体制の充実

保護者の抱える教育上の悩みへの対応

主な担当課等 ：教育相談センター、学び推進課

教育相談センターでは、教育上の不安や悩み、心配事を抱える保護者に対し、専門の教育相談員による電話や対面による相談事業を実施します。また、学び推進課では学校教育指導員を配置し、保護者の相談を聞き取り、ケースによっては、その悩みを学校に伝え保護者と学校間の課題解決を支援するなど、保護者にとって相談しやすい体制の充実を図っています。

学校においては、心理的専門家であるスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校などの未然防止及び早期発見を図るため、児童生徒だけでなく保護者に対しても相談業務を行っていきます。

いじめ、不登校、貧困など困難を抱える子どもへの支援体制の充実

主な担当課等：教育相談センター、学び推進課

教育相談センターでは、いじめや不登校などの相談事業に加えて、学校生活相談員による学校生活支援推進事業など、教育上生じる様々な問題について援助、指導を行っています。その他、教育支援センター「つくしの広場」及び「ひだまり広場」を運営し、学校、家庭、関係機関との連携を図りながら、不登校児童生徒の自立への指導助言を組織的に実施し、不登校児童生徒への支援の充実を図っていきます。

いじめ問題については、教科担任制や相互乗入授業などにより、教員の子どもたちへの見守りと関わりを強化し、状況の把握を丁寧に行うとともに、未然防止、早期発見、早期解決に向けた技能の習得や、いじめに対する具体的な対応方法についての研修内容の充実を図ります。これにより教職員の理解を深め、教育相談センターと学校が連携し、いじめ防止と根絶に取り組みます。

また、児童生徒が学校や家庭での生活の中で抱えている様々な問題の解決を図るため、スクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒の置かれた環境に働きかけた支援を実施していきます。

さらに、不登校児童生徒が安心して通える居場所を確保し、個に応じた様々なきめ細かな支援を行うため、専任職員を配置した校内フリースクールを全ての市立学校に設置するとともに、民間の不登校児童生徒支援施設を利用する家庭への補助制度を導入するなど、児童生徒の学習環境や居場所の選択肢を増やすことで、子どもたちの社会的自立に向けた支援の充実を図っていきます。

施策3 家庭への支援の充実

施策の方向性 //

当市が目指す学びを実現するために、家庭における学習環境の充実を図ります。インターネットの活用により自宅での効果的な学習を可能とする個別最適化学習支援システム「インタラクティブスタディ」や、地域の人材を活用した「つくば未来塾」を通じて、家庭における学習支援を強化します。

加えて、地域に根差した質の高い学習チューターを確保し、学校や生徒との信頼関係を構築することで、より安定した学習環境を提供します。また、貧困家庭の子どもへの支援を充実させることが不可欠であり、社会の変化として相対的貧困率の上昇を考慮した支援策を推進します。

さらに、放課後の学習支援を行うことで、家庭での学習が難しい児童生徒への学びの機会を広げます。同時に、スクールソーシャルワーカーの配置や福祉分野との連携を強化し、教育と福祉が連携して包括的に支援します。

主な取組 //

- ◆ 放課後等の学習支援の充実
- ◆ スクールソーシャルワーカー配置等による教育と福祉の連携強化

放課後等の学習支援の充実

主な担当課等：総合教育研究所、生涯学習推進課

学校や家庭でインターネットを使って授業の予習や復習を自分のペースで学習できる「インタラクティブスタディ」や、地域人材をいかし生徒の基礎学力・学習意欲の向上と学習習慣の定着を目指す「つくば未来塾」などにより、放課後や夏季休業などの学習支援の充実を図ります。

スクールソーシャルワーカー配置等による教育と福祉の連携強化

主な担当課等：教育相談センター、学び推進課

社会環境の変化に伴い、課題が複雑・多様化している中、スクールソーシャルワーカーが、児童生徒の家庭を支援します。家庭訪問などの相談活動を実施し、必要に応じて家庭と学校・地域社会との橋渡しを行いながら、積極的に児童生徒や保護者のケアを行います。チーム制にしてスクールソーシャルワーカー同士が相談しやすい環境を整えたり、スーパーバイザーによる研修の機会を設定したりすることにより、スクールソーシャルワーカーの資質向上及びサポート強化を図ります。

また、福祉的ニーズを抱える子どもをよりよく支援できるよう民生委員、児童委員や福祉の関係機関などと連携するなど、教育と福祉が連携を図りながら、家庭それぞれの課題の解決や教育の機会均等などに向けて、子どもの学びを切れ目なく支援します。

基本方針3 豊かな心と健やかな体を育む

施策1 豊かな心の育成

施策の方向性 //

児童生徒の発達段階に応じた道德教育と人権教育を推進します。教育の目的を単なる知識の詰め込みにとどめず、コミュニケーション能力や人間関係を築く力を育むなど、より広い視野で捉えることが求められています。そのため、ボランティア活動などを通して、豊かな情操と道德心を培うことを目指し、情操教育を充実させるほか、芸術鑑賞会などの芸術文化活動を展開します。さらに、他者の存在を認め、お互いを尊重しあう心を育む教育の中で、いじめの未然防止にも取り組みます。

また、中央図書館と学校図書館との連携による読書活動を推進するとともに、学校間で貸出数や利用者数に差がある現状を踏まえ、より効果的で実践的な読書活動の取組を進めます。

主な取組 //

- ◆ 道德教育の推進
- ◆ 人権教育の推進
- ◆ 情操教育の推進
- ◆ 芸術文化活動の推進
- ◆ いじめを防止する教育の充実
- ◆ 読書活動の推進

道德教育の推進

主な担当課等 ： 学び推進課

特別の教科である道德の時間を中心に、道德的な判断力や心情、実践意欲と態度などの道德性の育成を目指し、学校の教育活動全体を通して道德教育の充実を図ります。児童生徒の発達段階に応じ、道德的な課題を一人ひとりが自分自身の問題と捉え、どのように解決していくかということを自ら考え、他者との議論を通して多面的・多角的に考えることで、自己の生き方についての考えを深めることができますようにします。

人権教育の推進

主な担当課等 ： 学び推進課、教育総務課

各教科、道德の授業、つくばスタイル科、特別活動などにおいて、児童生徒それぞれの発達段階に応じ、一人ひとりを大切にする人権意識を醸成する教育を推進します。こども基本法の趣旨を踏まえ、子どもの権利について児童生徒自身が理解を深められるようにするとともに、学校及び地域の実態を踏まえ、人権フォーラムや人権集会の実施などを通じて人権教育の推進を図ります。

情操教育の推進

主な担当課等：学び推進課

ボランティア活動や自然体験活動などの奉仕活動・体験活動の推進や、あいさつ運動などを通じて、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培うことを目指します。

芸術文化活動の推進

主な担当課等：教育総務課

外部の団体や、地域で活動する人々の協力を得ながら、児童生徒が優れた芸術文化に触れる機会を提供します。質の高い芸術文化に触れる体験を通して、学校での芸術文化活動を活性化するとともに、児童生徒の感性や創造力、自己表現力といった非認知能力の向上を目指します。

いじめを防止する教育の充実

主な担当課等：学び推進課

道徳の授業、特別活動などにおいて、思いやりや共感性、自己理解力や課題解決力等の育成に重点を置き、児童生徒同士が尊重しあい、助け合える人間関係づくりに努めるとともに、児童生徒を主体としたいじめ防止フォーラムや、弁護士によるいじめ防止授業など、いじめについて考える取組を行い、いじめの未然防止に努めます。

読書活動の推進

主な担当課等：学び推進課、中央図書館

読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。学校図書館においては、全ての学校に学校司書（会計年度任用職員）を配置し、司書教諭等と連携して様々な図書、視聴覚資料、その他学校教育に必要な資料を収集・整理・保存するとともに、本を読むことの楽しさを教えることで、児童生徒の読書活動を推進します。また、中央図書館と連携して学校訪問ブックトークや自動車図書館事業を実施することで児童生徒がより多くの図書に触れられるようにします。

施策2 健やかな体の育成

施策の方向性

健康や運動について、定期健康診断や体力・運動能力調査などの結果をいかしながら、学校の教育活動全体を通して児童生徒の発達段階に応じた指導を行います。食育の充実を図り、児童生徒の健全な食生活を実現します。

防災教育や避難訓練などを実施し、家庭や地域と連携した安全教育の充実と推進を図ります。

また、部活動の適正運営により、生徒の心身の健全な育成を目指します。併せて、少子化等により、部活動が学校単位で活動することが難しくなっていることから、部活動自体の在り方を見直すとともに、これまで部活動が担っていた活動を地域に展開することで、持続可能な生徒のスポーツ・芸術文化活動環境を構築していきます。

主な取組

- ◆ 保健学習・食育の充実
- ◆ 安全教育の充実と防災教育の推進
- ◆ 学校保健の充実
- ◆ 部活動改革と部活動地域展開

保健学習・食育の充実

主な担当課等：学び推進課、健康教育課

運動や健康について、児童生徒の発達段階を考慮しながら、学校の教育活動全体を通じた指導を行います。心の健康、薬物乱用、性に関する問題などについても指導を充実させます。

また、毎日の給食をはじめとして児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に着け、心身の健全な発達に資するため、食育を推進します。

安全教育の充実と防災教育の推進

主な担当課等：学び推進課、教育総務課

児童生徒が健康・安全で活力ある生活を送るため、発達段階に応じた生活安全や交通安全の教育を行い、自己管理能力を育成します。また、危機管理マニュアルの更新や家庭と地域が連携した避難訓練を始め、学校防災手帳の作成やつくばスタイル科の授業を通じて、平時の防災意識向上を図るとともに、災害時の判断力や危機回避能力を育成します。

学校保健の充実

主な担当課等：健康教育課

児童生徒の健康の保持増進を図るため、学校医などを配置し、定期健康診断等を計画的に実施します。

また、プール、飲料水の水質、換気、採光、照明等の学校環境衛生検査を実施し、環境衛生の維持管理を行います。

さらに、教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表等で構成する学校保健委員会を中心として児童生徒及び教職員の健康管理等の学校保健活動を推進します。

部活動改革と部活動地域展開

主な担当課等：学び推進課、教育総務課

令和元年（2019年）8月に策定した「つくば市部活動の運営方針」に基づき、部活動を適正に運営することで、生徒の心身の健全な育成を目指します。

また、顧問教員の代わりに単独で部活動の指導・引率などを行うことができ、専門的な技能を有する部活動指導員を配置し、部活動での指導体制の充実を図るとともに、地域で活動するスポーツ・芸術文化活動団体などとの連携や、これまでの部活動を地域全体で支える活動として展開する効果的な方向性の検討も進め、部活動の地域展開を推進します。

さらに、全国大会、関東大会等へ出場した児童生徒を対象として、出場に係る経費の一部を補助することで、保護者の経済的負担を軽減するとともに、児童生徒に広くスポーツ及び文化活動の機会を提供し、心身ともに健康で人間性豊かな児童生徒の育成を図ります。

基本目標 2 「学び」の多様性に対応する場と機会を整える

基本方針 4 教職員が安心して学び・働き続けられる環境を整備する

施策 1 教職員への支援体制の充実

施策の方向性

教員の役割は、教え込みを中心とするティーチングから、問いを投げかけ主体性を引き出すコーチングへとシフトしています。そのためのカリキュラム・マネジメントや授業改善に取り組む「学び続ける教職員」への支援を行います。

当市では、教育大綱の理念を体現するために、市独自の研修を実施し、教職員一人ひとりの資質と指導力の向上を図ります。

また、学び推進課・総合教育研究所・教育相談センターに配置した指導主事の助言や、各種研修講座などを通じて、各学校の教育目標の達成や教職員の人材育成、学校組織の活性化を目指します。

一方で、教員のメンタルヘルスや職場風土の改善も重要な課題であり、安心して職務に専念できるよう職場環境の改善を進めるとともに、健康管理やメンタルヘルスカケアを含む支援体制の充実を図ります。

主な取組

- ◆ 教職員研修の充実
- ◆ 教職員の人材育成と学校組織の活性化
- ◆ 教職員のメンタルヘルスカケアの充実

教職員研修の充実

主な担当課等 : 総合教育研究所

当市独自の研修を実施し、「教え」から「学び」への転換を図るため、教員が児童生徒に最適解を指し示すのではなく、児童生徒自身の力で自分なりの答えを導き出せるよう、児童生徒と教員が一緒に考えていく授業を目指した各教科などの指導法研修を構築します。特にプログラミング学習や生成AIと向き合う学び等、新時代における先端技術・教育ビッグデータを効果的に活用した学びのあり方についての研修を充実させます。

また、対面・集合型研修とオンライン研修（同時双方向型、オンデマンド型など）、訪問研修などの効果的な研修体制の構築に取り組めます。

教職員の人材育成と学校組織の活性化

主な担当課等：学び推進課

つくば市教育目標や学園教育目標をベンチマークとし、教職員一人ひとりの資質能力と指導力の向上を図りながら、現状にとらわれず問い続けることのできる教職員の育成を促すなど人材育成に努めます。

また、学校組織マネジメント力向上のためのプログラムを構築し、外部の有識者と連携しながら、管理職やミドルリーダーの研修を行い、学校組織の活性化を図ります。

教職員のメンタルヘルスケアの充実

主な担当課等：教育総務課、健康教育課、教育相談センター

セルフケアの促進、管理監督職員によるケアの充実、業務の縮減・効率化、相談体制の充実、良好な職場環境・雰囲気醸成などの取組により、教職員が心身ともに健康を維持して教育に携わることができる環境を整備します。

また、教職員のストレスチェックを実施し、必要に応じて産業医を活用したり、教育相談センターにおいて教職員の相談窓口を設けたりすることで、教職員のメンタルヘルスケアの充実を図ります。

施策2 教職員の「働き方改革」の推進

施策の方向性

当市の児童生徒への質の高い教育を実現するためには、教職員の働き方改革を行うことが不可欠です。働き方改革により業務の分量や比重を変えることは、教職員が教育に工夫を凝らし、児童生徒一人ひとりに向き合う時間を確保し、質の高い教育の基礎となる人間性や創造力を高めることにもつながります。

また、教職員の業務負担を軽減し、働きやすい労働環境を整えることが重要です。教育現場における持続可能な働き方の実現につながり、教職員が本来の力を発揮できる職場環境を構築します。

学校が、教職員以外の多様な主体が支える持続可能な勤務環境に変わること、さらに働きがいがあり、本来の能力を発揮できる職場となります。児童生徒の豊かな学びの実現を目指し、令和元年度（2019年度）に策定した「教員の働き方改革に関する実行計画」及び令和3年度（2021年度）に策定した「第2期教員の働き方改革に関する実行計画」に基づき、業務負担の見直しと職場環境の改善を両軸とした取組を今後も着実に進めていきます。

主な取組

- ◆ 教員の業務の適正化及び負担軽減
- ◆ サポートスタッフの充実
- ◆ 校務の効率化の推進

教員の業務の適正化及び負担軽減

主な担当課等 ：教育総務課、学び推進課

必ずしも教員が担う必要のない業務や教員の負担軽減が可能な業務について、学校や教員以外の主体への積極的な移行を継続して検討していきます。大学やNPO、部活動指導員、地域スポーツ・芸術文化団体などの外部人材との連携を強化し、教職員の業務の削減を図り、教育の質の向上を目指します。

サポートスタッフの充実

主な担当課等：学び推進課、教育総務課、教育相談センター

教職員の「働き方改革」推進のため、様々な分野において専門性を持つサポートスタッフの配置・活用を図ります。

具体的には、授業の実施・補助を行うことができる外国語指導助手（A L T）や非常勤講師、教員業務の補助を行うことができる学校サポーターなどの人材の適正な配置や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・学校生活相談員などの児童生徒や保護者の悩みに専門的に対応できる人材の活用の充実を図ります。

校務の効率化の推進

主な担当課等：総合教育研究所、教育総務課

校務支援システムの導入や校務のデジタル化、生成A Iの利活用により、校務の効率化を推進します。教職員の業務負担を軽減することで、児童生徒と接する時間や授業準備の時間を確保し、より質の高い学びの実践へとつなげます。

また、学校全体の情報基盤を一元管理及び共有することで、効率的な仕事ができ、質の高い学校運営に労力を注げるようにします。

さらに、学校事務の共同実施、O J Tの実施による事務職員の育成及び資質の向上など、事務処理の更なる効率化及び質の向上を図ります。

基本方針5 「学び」を保障する学校環境を整備する

施策1 学校施設の改修及び教育用備品等の充実

施策の方向性

学校等の教育環境の向上を図るため、児童生徒数の**変化**や施設の老朽化等を考慮しながら、計画的な整備及び管理を行っていきます。

主な取組

- ◆ 学校施設の計画的な整備及び施設の管理
- ◆ 教材及び管理備品の計画的な整備

学校施設の計画的な整備及び施設の管理

主な担当課等 : 教育施設課

児童生徒数の**変化**に対応するために、各学校の児童生徒数の推移を関係課などと連携を図りながら的確に把握し、増築校舎の建設や建替えなど学校施設の計画的な整備を進めます。各学校施設の管理については、法令を遵守するとともに、児童生徒の安心安全を第一に考え適切に行います。

施設の老朽が顕著な学校について、トイレや屋根・外壁、各種設備の大規模改修などを計画的に実施するとともに、法令による点検及び維持管理点検を確実に実施し、安全安心な教育環境を確保します。

また、学校施設の長寿命化に向けて計画的に改修を行うことで、より長く学校施設を使い続けられるようにするとともに、学校施設のバリアフリー化や体育館等への空調設備の設置を進めることで、児童生徒の教育環境の向上を図ります。

教材及び管理備品の計画的な整備

主な担当課等 : 教育施設課

各学校における教材備品や管理備品の計画的整備に対応すべく、学校からの要望をもとに備品の整備を進めます。また、各学校での児童生徒数の**変化**に対応すべく、学校や関係部署との連携を図り、教育上必要な備品の整備を進めます。

施策2 学校の安全体制の確立

施策の方向性

保護者・学校・地域・行政が協力し、社会全体で子どもの育ちの場を支える観点から、各主体が連携して防犯、防災体制の充実を図り、学校の安全体制の確立につなげます。

さらに、避難訓練や引き渡し訓練を始め、学校防災推進委員会の開催を通じて最新の情報を共有・更新し、実効性のある安全対策を維持していきます。

また、通学路交通安全プログラム等を通じて、日常の通学における安全確保にも継続的に取り組みます。

加えて、感染症の拡大を防止するための取組を継続していきます。

主な取組

- ◆ 防犯、防災体制の充実
- ◆ 通学の安全確保
- ◆ 感染症対策の充実

防犯、防災体制の充実

主な担当課等：学び推進課、教育総務課、教育施設課

関係機関や地域の防災ボランティアなどとの連携を強化するとともに、全ての学校に設置している防犯カメラを適切に管理し、効果的に活用することで、児童生徒の防犯、防災体制の充実に努めます。

また、学校防災推進委員会を開催し、関係部署との連携を強化するとともに、学校で実施する学校防災連絡会議や、避難訓練・引き渡し訓練を通して、学校・地域・家庭の継続的な関係を強化することで、災害時の連携体制の確立及び学校防災力の強化を図ります。

通学の安全確保

主な担当課等：学務課

通学路安全推進会議において、通学路交通安全プログラムを基に、教育委員会、学校、PTA、警察・国・県・市それぞれの道路管理者などが合同で危険箇所の点検を行い、通学路のハード面の整備を進めるとともに、交通安全などのソフト面の充実を図り、通学の安全確保に努めます。

感染症対策の充実

主な担当課等：健康教育課

感染症対策として、手指用消毒液、小児用マスク、グローブ等の衛生医療用消耗品を購入し、計画的に各学校へ配布します。これらの物資を活用することで、児童生徒や教職員の感染リスクを低減し、安全かつ衛生的な教育環境を維持していきます。

また、健康観察アプリを活用し、児童生徒の検温結果や出欠連絡を学校ごとに集約する

ことで、迅速かつ的確な体調管理を行い、感染症の早期発見と拡大防止に努めていきます。

施策3 学校等の適正配置

施策の方向性 //

地域の実情に応じた学校等の適正配置を検討するにあたっては、地域ごとに異なる課題に丁寧に向き合い、地域住民との合意形成を図りながら慎重に進めていきます。

主な取組 //

- ◆ 学校等の適正配置の推進

学校等の適正配置の推進

主な担当課等 : 学務課

社会要因の変化による園児数・児童生徒数の推移状況を的確に把握するとともに、「つくば市学校等適正配置計画・指針」に基づき、地域の地理的・歴史的な成り立ちによる生活圈など地域の特性や、通学距離の拡大及び通学時間の増大に伴う児童生徒の負担軽減や安全性確保に留意し、地域住民との合意形成を図りながら学校などの適正配置を推進します。

なお、通学区域の設定や一部変更を行うにあたっては、関連する学校の保護者代表、地域の代表者、学識経験者などで構成される「つくば市学区審議会」を開催します。学区審議会答申後は、地域住民を対象に住民説明会を開催し、答申案についての意見・要望などを伺い、さらに教育局で協議し、教育委員会で審議の上、決定します。

施策4 学校給食の充実

施策の方向性 //

地場産物を学校給食に積極的に活用し、食育と地域経済の振興につなげます。

また、次世代を担う子どもたちに安全、安心な給食を提供するとともに、環境への配慮や生産者への感謝の気持ちを養うことを目的に、学校給食における有機農産物の活用拡大を推進します。

これらの農産物を学校給食で活用するにあたっては、安定的な供給体制を構築するための農産物の確保が不可欠であるため、新規生産者の拡大や、給食レストランでの加工品開発を検討していきます。

主な取組 //

- ◆ 安全・安心な学校給食の提供
- ◆ 地場産物・有機農産物の活用
- ◆ 学校給食施設の整備

安全・安心な学校給食の提供

主な担当課等：健康教育課

安全・安心な学校給食を提供するとともに、学校給食の栄養管理及び食育推進を図ることとで、児童生徒の心身の健全な発達を後押しします。

また、各給食センターにおける衛生管理や施設の維持管理の徹底を図るとともに、学校給食に係る食物アレルギーに対応するため、「つくば市学校給食食物アレルギー対応マニュアル」などに基づいた取組を徹底します。

地場産物・有機農産物の活用

主な担当課等：健康教育課

「つくば市の学校給食における地産地消推進ガイドライン」に基づき、地場産物を積極的に活用した食材選定を進め、「つくば地産地消の日献立」を提供する等、学校給食への地場産物の活用を推進していきます。

また、学校給食における有機米や有機野菜の活用を進めるとともに、「つくばのオーガニック給食デー」を実施し、有機農産物への理解を深めます。

学校給食施設の整備

主な担当課等：健康教育課

市の給食施設のさらなる向上を目指すことを目的に、給食食材における地場産物の利用拡大とフードロスの対策に寄与する貯蔵庫及び加工施設、新たなコミュニティの場となり得る市民に向けた給食レストラン機能、学校ランチルームとして機能等を備えた複合的給食施設を整備します。

また、筑波学校給食センターにアレルギー食対応室を整備し、市内全ての給食センターにおいてアレルギー除去食を提供できる体制を整えます。

基本方針6 ICTを活用した学びを推進する

施策1 デジタル学習基盤を活用した学びの充実

施策の方向性

「GIGAスクール構想第2期」の方針のもとで更新・整備された1人1台端末及び高速ネットワーク、クラウド環境を基盤としたインフラを活用し、教育の充実を図ります。

また、クラウド型教育グループウェアやソフトウェア等を活用して、データの利活用による個別最適な学びやシームレスな学びの充実を図ります。

主な取組

- ◆ GIGAスクール構想第2期の推進
- ◆ 個別最適な学びを目指したICT活用の推進
- ◆ シームレスな学びの推進

GIGAスクール構想第2期の推進

主な担当課等：総合教育研究所

「GIGAスクール構想第2期」の1人1台端末の更新・整備、より高速なネットワークやクラウド運用の整備や、必要なソフトウェアの導入を行い、いつでもどこでもICTを活用した学びを可能にします。この環境を生かし、一人ひとりの興味・関心や特性に合わせた探究的な学びを推進します。

個別最適な学びを目指したICT活用の推進

主な担当課等：総合教育研究所

クラウド型協働学習グループウェアやソフトウェア等の活用履歴が、端末に生活データや学習データとして自動的に蓄積されます。

児童生徒は、それらのデータを確認したり、データから生活や学習を振り返って新たな目標を考えたりして、自己認知やキャリア形成にいかします。また、教員は、生活の様子などのデータや、学習履歴・活動状況などのデータを活用し、多様な児童生徒をより深く理解し、一人ひとりの教育的ニーズや学習の習熟度に合った適切な支援に役立てます。

シームレスな学びの推進

主な担当課等：総合教育研究所

クラウド型教育グループウェアを活用することで児童生徒が課題について考え、書き込んだ意見が学校にいても家庭にいても、学級の児童生徒はもちろん、他校の児童生徒と意見を交換することができるようになり、学校の垣根を超えた協働学習が可能になります。

また、高速ネットワークやクラウド環境の整備拡大やアプリケーションの導入により、校内フリースクールにしながら所属学級の授業を受けられるようにしていきます。さらに、病気療養中の児童生徒や特別な配慮を要する児童生徒も、オンラインで学習支援や教育相談が行えるようにしていきます。このように、誰一人とり残すことなく、児童生徒が学びたいときに学びたい内容を切れ目なく学ぶことができるシームレスな学びを進めます。

施策2 ICT教育環境の充実

施策の方向性

1人1台端末を効果的に活用するために、高速ネットワークのさらなる増強を計画的に行います。また、クラウド型協働学習グループウェア、個別最適化学習支援システム「インタラクティブスタディ」、電子掲示板等のICT環境の整備に加え、プログラミングや生成AIなど新たな技術を活用できるICT教育環境の充実を計画的に進めます。特に、生成AIについては、生成AIとの向き合い方やよりよい活用方法について検討を進め、活用事例に関する資料の更新を行い、学習内容の高度化や多様化を図っていきます。

主な取組

- ◆ ICT環境の計画的な整備
- ◆ ICT活用を支援する人的配置
- ◆ ICT教育に関するコンテンツや研修の充実

ICT環境の計画的な整備

主な担当課等：総合教育研究所

「GIGAスクール構想第2期」に伴う環境整備とともに、その他、学習の充実に必要なICT環境の整備を推進します。

具体的には、ハード面では、市内全小・中・義務教育学校普通教室への電子黒板完全配備、学習者用端末全児童生徒1人1台配備、高速大容量インターネット環境の増強や校務におけるクラウド環境の構築を、ソフト面では、クラウド型協働学習グループウェア、個別最適化学習支援システム、プログラミング教材、電子図書、学習者用デジタル教科書、生成AI等を利用できる環境の整備を進めます。

I C T活用を支援する人的配置

主な担当課等 : 総合教育研究所

各学校のI C T環境の整備、整備後のクラウド環境やI C T機器が円滑かつ効率的に運用できるように、学校I C T指導員やI C T支援員の配置を進めます。

I C T教育に関するコンテンツや研修の充実

主な担当課等 : 総合教育研究所

教員が安心してI C Tを活用した授業を行うことができるようにするために、プログラミングや生成A Iの実践の事例集や必要な資料などのコンテンツの整備を進めます。

また、教員に対する研修については、スキルに応じた段階的な内容を準備するとともに、集合型、学校訪問型、オンライン型、オンデマンド型等、ニーズに応じて様々な形態で実施できるような体制を整えます。

基本方針7 「学び」を支える機会を広げる

施策1 図書館サービスの充実

施策の方向性

生涯学習の中心となる図書館の利用環境の維持・向上に努め、安全で利便性の高い図書館機能を提供します。

また、市民の知的好奇心を満たすため、公立図書館に求められる資料の質的充実による市民サービスの向上を図ります。

併せて、市民の「知る権利」を担保するため、いつでも、どこでも、誰でも図書館サービスを受けられるように整備していきます。

主な取組

- ◆ 安全で利便性の高い図書館サービスの提供
- ◆ 資料の質的充実による市民サービスの向上
- ◆ 図書館サービスの全域化

安全で利便性の高い図書館サービスの提供

主な担当課等：中央図書館

中央図書館のより快適な利用のためのリノベーションを行い、市民の憩いの場として滞在型図書館サービスを提供します。

また、図書館が多くの人にとって生涯学習の拠点となるよう、複合機能を持つ新たな図書館整備についての検討を進めます。

資料の質的充実による市民サービスの向上

主な担当課等：中央図書館

市民の知的好奇心を満たす教養・娯楽・趣味関連の図書に加えて、調査研究を目的とする要望に応える資料を収集・保存し、資料の質的充実を図ります。併せて、図書館職員の調査研究支援能力の向上を図り、市民サービスを拡充します。

さらに、電子図書館サービスの拡充にも取り組み、時間や場所にとらわれず、図書館に来館することが困難な方にも読書・学習に親しめる環境を整備します。

図書館サービスの全域化

主な担当課等：中央図書館

中央図書館と分室との一体的なサービスを充実させるとともに、閲覧所及び配本所、自動車図書館の整備、ブックポストの増設など地域の実情に応じた柔軟なサービスの提供を目指します。さらに、分室以外の交流センター図書室と連携することにより、図書館空白地帯をなくします。

施策2 誰もが学べる生涯学習の推進

施策の方向性

市民の誰もが輝き、幸せな人生を送るために、生涯にわたり社会のあらゆる領域で自主的・自発的に学習活動を行うことができる生涯学習社会を目指します。

その実現に向けて、社会教育関連施設の老朽化が進んでいる現状を踏まえ、計画的な更新や改修を通じて教育環境の整備を推進します。

また、当市の長寿社会を創造するため、社会教育の振興・充実を図るとともに、学校や青少年育成団体などと連携し、未来のつくば市を担う青少年が健やかにたくましく成長できる健全育成事業を展開します。

主な取組

- ◆ 生涯学習社会の推進
- ◆ 生涯学習のための集いの場の提供
- ◆ 社会教育の振興
- ◆ 青少年の健全育成事業の充実

生涯学習社会の推進

主な担当課等：生涯学習推進課

市民一人ひとりが、自分らしく生きることのできる生涯学習社会の実現を目指し、生涯を通じて学ぶことのできる環境を整え、企業における出前講座の活用や、異年齢交流の機会の創出など、多様な学習機会を提供します。

また、生涯学習の成果をいかし、人と人、地域と地域などを有機的につなぎ、地域や社会の課題に挑戦することのできる人材の育成を図ります。具体的には、「第4次つくば市生涯学習推進基本計画」をもとに各事業を実施します。

生涯学習のための集いの場の提供

主な担当課等：生涯学習推進課、中央図書館

市民誰もが生涯学習の機会を享受できるよう、生涯学習のための集いの場を提供します。具体的には、社会教育関連施設の管理運営を通して生涯学習の振興及び文化の向上を目指すほか、企業向けの生涯学習講座の実施や若者のための居場所づくりの検討など、新たな生涯学習のための集いの場の提供を目指します。

さらに、屋内運動場、グラウンド、特別教室や図書室等の学校施設について、学校教育に支障のない範囲において開放し市民の利用に供することで、生涯学習の場としての活用を図ります。

社会教育の振興

主な担当課等 : 生涯学習推進課

社会教育委員の助言や指導を元に市の社会教育施策を実施するとともに、社会教育主事及びこれを補佐する社会教育指導員を通じて、市の社会教育の振興・充実を図ります。また、学校や家庭以外での学びの場を広く提供することで、個人が社会生活を営む上で必要な知識や技術を必要に応じて学び続けることのできる環境づくりを目指します。

さらに、社会教育委員の視察や研修の機会を拡充することで、社会教育行政の活性化を図ります。また、諮問機関としての役割を強化し、より幅広い視点からの助言を得ることで、地域の社会教育施策の充実や課題解決に貢献します。

青少年の健全育成事業の充実

主な担当課等 : 生涯学習推進課

未来のつくば市を担う青少年が、健やかにたくましく成長できるように、学校や青少年育成団体と連携し、青少年の非行防止や青少年育成の各種事業を展開し、子どもたちの社会力や自己有用感を育み、青少年の健全育成事業に関する活動を広めます。

基本目標3 | 地域と共に学び合い育ち合う教育を推進する

基本方針8 つくばらしさをいかした「学び」を推進する

施策1 つくばの特性をいかした学びの推進

施策の方向性 //

当市には、科学技術に基づく多くの知的財産と、それを担う人材が集まっている「科学のまち」という特性があり、それらをいかした学びの推進を図ります。

世界でも有数の最先端科学技術都市「筑波研究学園都市」として、大学や企業、研究機関との連携を強化し、子どもたちが科学に触れる場面を増やしていくことで、未来をひらいていく力を養成します。

また、当市には関東の名峰・筑波山をはじめ、市内を南北に走る桜川や小貝川などが存在しており、平成28年（2016年）には筑波山地域ジオパークが日本ジオパークに認定されました。子どもたちがつくばの伝統や文化を学び、自然や地域に親しむことで社会力とSDGsの視点を身につける施策を展開します。

あわせて、デジタル化や業務フローの見直しを通じ、教育の効率化と学びの深まりを両立させるコンテンツの充実を図ります。

主な取組 //

- ◆ 「科学のまち」の特性をいかした学びの推進
- ◆ 豊かな自然・文化をいかした学びの推進

「科学のまち」の特性をいかした学びの推進

主な担当課等：生涯学習推進課、学び推進課

最先端の研究・教育機関が集積する当市の特性をいかし、市内の大学・研究機関と連携することで、子どもたちの探究力を育むための教育を推進します。

子どもたちが、より先進的で高度な情報に触れられるよう、つくばちびっ子博士、つくば科学出前レクチャー、つくば科学フェスティバル、サイエンスキッズリーグなどの機会を提供します。

このような地域の力、行事をいかし、子どもが楽しく創造性を発揮できる問題解決学習を通じて、持続可能な社会の創り手としての力を育成するSTEAM※教育を推進します。

※STEAM：STEAM とは、Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Arts（芸術）、Mathematics（数学）の頭文字をとったもの。

豊かな自然・文化をいかした学びの推進

主な担当課等：文化財課

身近にある豊かな自然の変化、その自然との関わりを通して、人と環境との関係性を学び、持続可能で環境にやさしい社会づくりについて考えを深めていく活動を推進します。

また、地域における歴史や文化、社会生活を総合的に学ぶ地域学習やつくばの特徴に関する探究学習を通して、ふるさとつくばに対する誇りや愛着を醸成し、社会力豊かな児童生徒の育成を図ります。

この取組をさらに充実させるために、市内学校の教師を対象とした研修を継続し、指導力の向上を図ります。また、地域学習や環境学習を支援するため、教材となりうる資料を作成し、ウェブページ等で手軽に入手できるようにすることで、より多くの教育現場で活用できる仕組みを整えます。

施策2 つくばの歴史・伝統文化を体験できる機会の充実

施策の方向性 //

当市内に数多く所在する歴史文化に関する学びの場の充実を目指します。

動画配信や体験型の学習機会を拡充することで、子どもたちが時間や場所を問わず歴史や文化に親しむことができる環境を整えます。

つくばスタイル科の大きな柱である歴史・文化教育の中で、文化財の調査、研究、保存、展示、活用に関する授業を展開し、つくばを再発見することで、児童生徒の郷土愛を育む取組を進めます。

また、郷土の歴史や文化への理解を深めることで、自身と異なる歴史や文化に立脚する人々との相互理解を図ることができる人材を育てます。

主な取組 //

- ◆ 文化財の保存活用の推進
- ◆ 伝統文化・郷土の歴史等に触れる機会の充実

文化財の保存活用の推進

主な担当課等 : 文化財課

当市内の文化財を市民が知り、次世代に伝えていくため、文化財の現状や価値を正確に把握する調査事業、文化財を適切に後世に伝える保存事業、文化財を多くの方に知ってもらう活用事業を進めます。また、市民参加により事業間の連携強化や好循環を図る文化財サポーター事業など、つくば市民の力をいかした施策を充実させます。

近年、埋蔵文化財調査の業務量が増加し、民間事業者や市民生活への影響が顕著になるため、体制の強化により、円滑な事業運営を図ります。また、活用事業においても外部機関や団体への委託や連携を拡充し、市民参加の機会を増やすことで、文化財の継承と地域活性化をより効果的に推進します。

伝統文化・郷土の歴史等に触れる機会の充実

主な担当課等 : 文化財課

郷土の伝統・文化を学び、郷土を愛する心を育むため、各教科の学習やつくばスタイル科などにおいて、伝統文化に関する学習を充実させるとともに、地域行事への参加、遺跡や文化財などの体験的活動を充実します。

また、小田城跡歴史ひろばや桜歴史民俗資料館などの文化財展示施設及び市内にある各種指定等文化財を適正に維持管理するとともに、出前授業や体験講座、教材の提供などを通じて、伝統文化・郷土の歴史等に触れる機会を充実させます。

加えて、ウェブページを活用し多様な学習ニーズに応えられる環境を整え、これらを入口として展示施設での実物の見学や体験的活動へと誘導し、より深い理解を促します。展示施設についても、安全で分かりやすい見学ができるよう、展示内容や設備の更新を継続的に行い、市民にとって身近な学びの場となるよう努めます。

基本方針9 社会全体で大人も子どもも共に育つ学びを推進する

施策1 学校・家庭・地域が一体となった学校づくりの支援の充実

施策の方向性

学校・家庭・地域・行政がつながり、協働しながら運営する学校づくりを目指します。市内全校において、コミュニティ・スクールの推進を図り、コミュニティ・スクール協議会を核として学校・家庭・地域・行政が協働する体制を整えます。これにより、学校運営に地域や保護者等が主体的に参画し、意見を反映できる仕組みを強化します。

学校・家庭・地域・行政が一体となり、コミュニケーションを活性化させることで、社会全体で子どもたちの学びを支える学校運営体制を構築します。

主な取組

- ◆ 学校・家庭・地域・行政の連携・協働
- ◆ コミュニティ・スクールの推進

学校・家庭・地域・行政の連携・協働

主な担当課等：生涯学習推進課

地域とともにある学校を目指し、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割を果たし、それぞれがコミュニケーションを図りながら緩やかにつながり、一緒に協働する体制づくりを進め、子どもたちの豊かな成長を支えていきます。

教育活動やコミュニティ・スクールの運営については、教職員のみに依存することなく、地域住民が主体的に役割を担える仕組みを作ることで、持続可能な体制を築きます。

また、情報媒体を利用し、地域に対する情報発信の充実を図るとともに、多様なスタイルで地域の声を聴く機会の創出を目指します。

コミュニティ・スクールの推進

主な担当課等：生涯学習推進課、教育総務課

コミュニティ・スクールの認知度向上を図るため、保護者や地域住民に対する周知活動を積極的に推進します。ホームページや区会回覧等の各種媒体を活用し、コミュニティ・スクールの目的や取組について広く周知します。また、コミュニティ・スクールに関する出前講座を活用してもらえよう、地域住民や学校に対し積極的に広報活動を行います。

これらの取組を通じて、地域住民がコミュニティ・スクールの意義を理解し、主体的に関わる意識を高めます。

施策2 地域と連携した活動の充実

施策の方向性

学校を地域の学びの拠点と位置づけ、地域資源を活用した双方向の学び合いを推進します。学校・家庭・地域・企業など幅広い主体との多様な協働の形を創出します。

さらに、地域スポーツクラブなど教育的資源の活用を進め、公と民が連携した体制を構築することで、子どもたちだけでなく地域住民も共に学び成長できる「学びの地域づくり」を実現します。また、既存の家庭教育学級に加えて新しい形態の家庭教育学級の開催を支援し、学校と家庭の連携をさらに深めます。

地域と学校の信頼関係の構築を図り、地域人材との連携を通じた教育活動の充実を目指します。

主な取組

- ◆ 地域資源の活用・育成
- ◆ 家庭教育学級の推進

地域資源の活用・育成

主な担当課等：生涯学習推進課、学び推進課、教育総務課

地域の資源と校区での学びのニーズを把握し、コーディネートする人材の育成を図ります。また、学園やコミュニティ・スクール協議会委員に対する研修や情報提供を積極的に行い、好事例の共有を図ることで、地域と学校が一体となった教育活動の充実を促進します。このような支援をとoshi、地域と学校が対等な立場で連携・協働して行う地域学校協働活動の活性化を図ります。

さらに、コミュニティ・スクール協議会での話し合いを具現化するために、学校の実情に応じた多様な活動を支援します。

地域のスポーツ団体や大学などから専門性の高い人材を小学校に派遣し、専門的見地をいかして指導をサポートすることで、児童の健やかな体などの育成を図ります。部活動では、部活動指導員などでの外部人材の活用、部活動の地域展開では、地域スポーツ・芸術文化団体などとの連携を進め、地域全体で生徒の活動を支えることを目指します。

家庭教育学級の推進

主な担当課等：生涯学習推進課

幼稚園、小・中・義務教育学校の保護者向けに家庭教育学級を開催することで、児童生徒の健全な成長を後押しする家庭の教育力の向上と保護者同士のつながりの活性化を図ります。

学校教育と密接な関係を持つ家庭と地域の教育力の向上により、社会全体で子どもたちの成長を促す体制を強化します。

近年、仕事を持つ保護者が増加していることから、家庭教育学級の運営において、PTA等組織から選出された家庭教育学級担当の役員の負担軽減が重要な課題となっています。そのため、各学級の実情に合わせ、従来の自主企画型に加え、社会教育指導員による提案型や学園単位での実施など、柔軟な運営方法を導入し、保護者が参加しやすい環境を整えます。また、開催曜日や時間帯を見直し、多様なライフスタイルに対応することで、より多くの保護者が学びに参加できる仕組みを構築します。

計画の推進

1 計画の推進体制

本計画を着実に推進するためには、各所管課のみならず、国・県の関係機関をはじめ、学校、家庭、地域など関係するあらゆる主体との連携が不可欠となります。

『夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現』に向けて、各関係者に対して、本計画の趣旨等を周知し、本計画への理解を働きかけるとともに、情報・課題の共有を図りながら事業の展開を進めていきます。

2 計画の進行管理

本計画に基づき実施される事業の進捗状況については、PDCAサイクルを回し、定期的に検証を行うとともに、外部の有識者の視点を取り入れながら点検・評価を通じて、効果的かつ効率的な教育行政の推進を図ります。

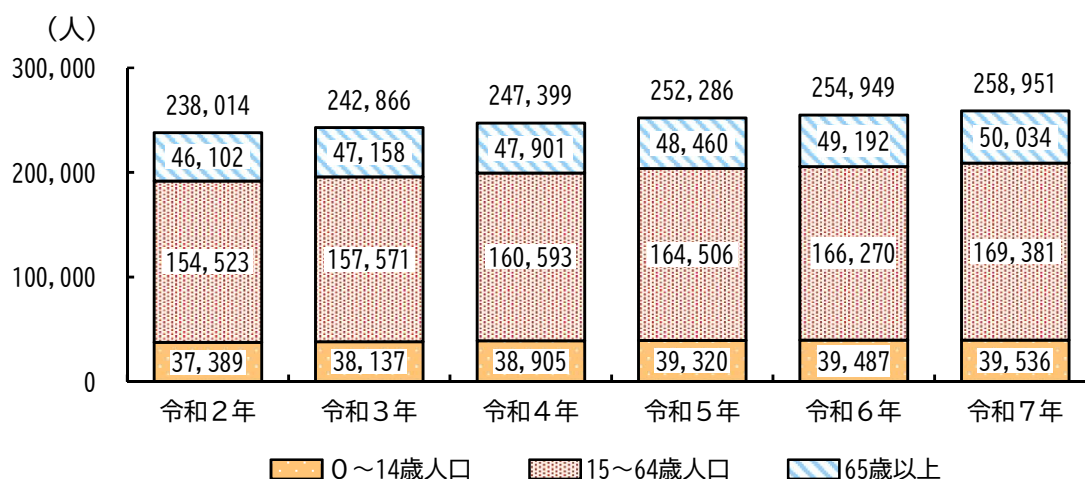
さらに、点検・評価の結果は報告書として取りまとめ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、議会への提出及び公表を行うことで、市民に対する説明責任を果たすこととします。

つくば市の教育の状況（各種統計データ）

1 人口の推移

つくば市の総人口は、令和7年では、258,951人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、すべての年齢区分で年々増加しており、令和7年では、年少人口（0～14歳）が39,536人、生産年齢人口（15～64歳）が169,381人、老年人口（65歳以上）が50,034人となっています。

人口の推移

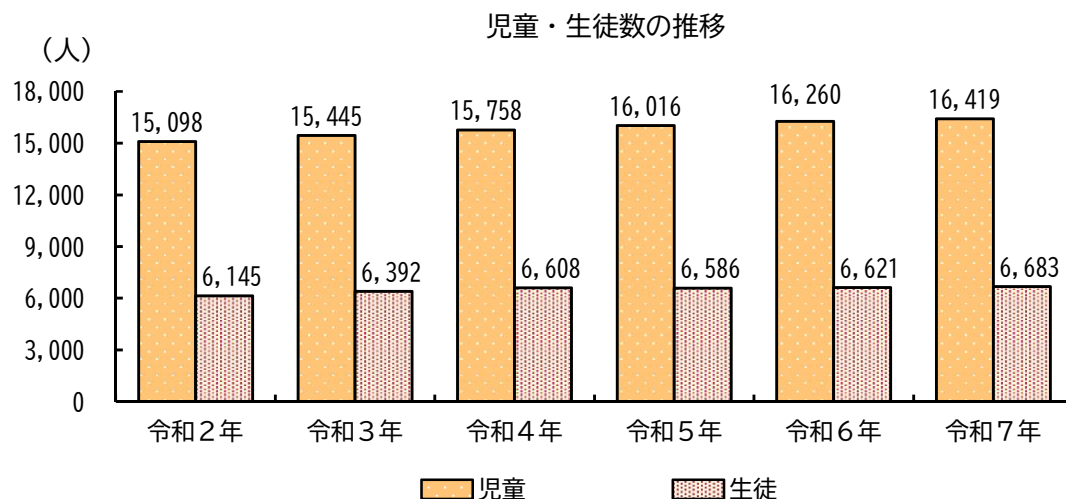


資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

2 学校教育の状況

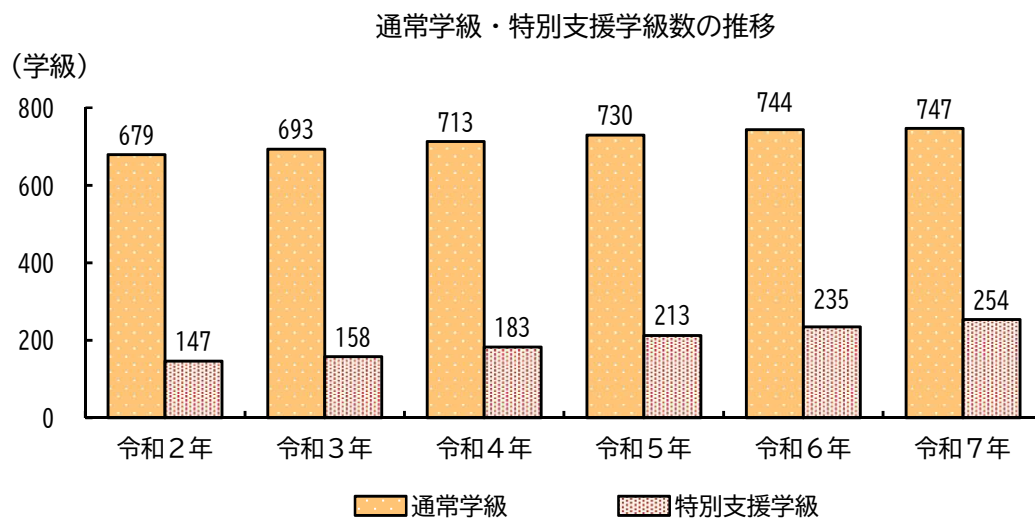
令和7年5月1日現在、小学校では、16,419人の児童が在学しており、中学校では、6,683人の生徒が在学しています。

小学校児童数は増加しており、中学校生徒数も増加傾向にあります。



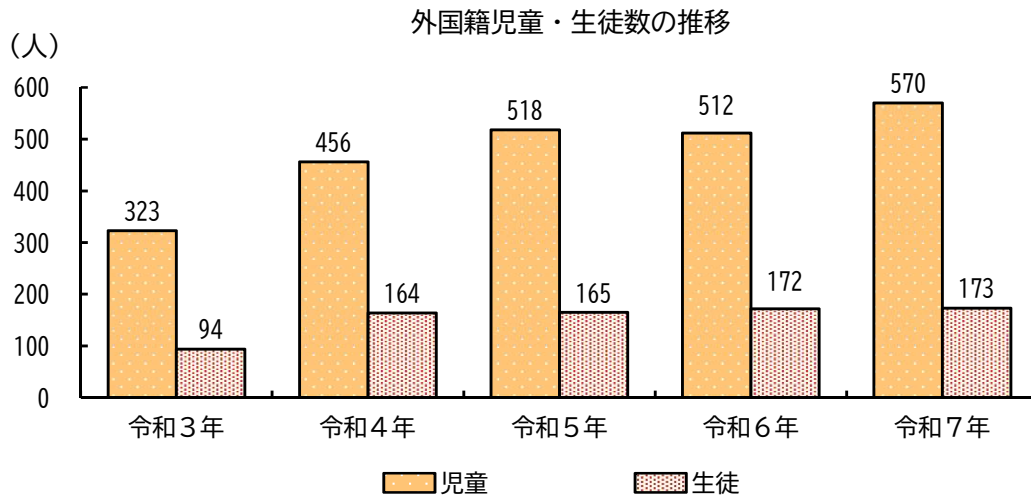
3 学級数の推移

通常学級数・特別支援学級数は、令和2年以降増加しており、令和7年で通常学級は747学級、特別支援学級は254学級となっています。



4 外国籍児童数・生徒数の推移

外国籍児童数・生徒数は、令和3年以降増加傾向にあり、令和7年で児童数は570人、生徒数は173人となっています。

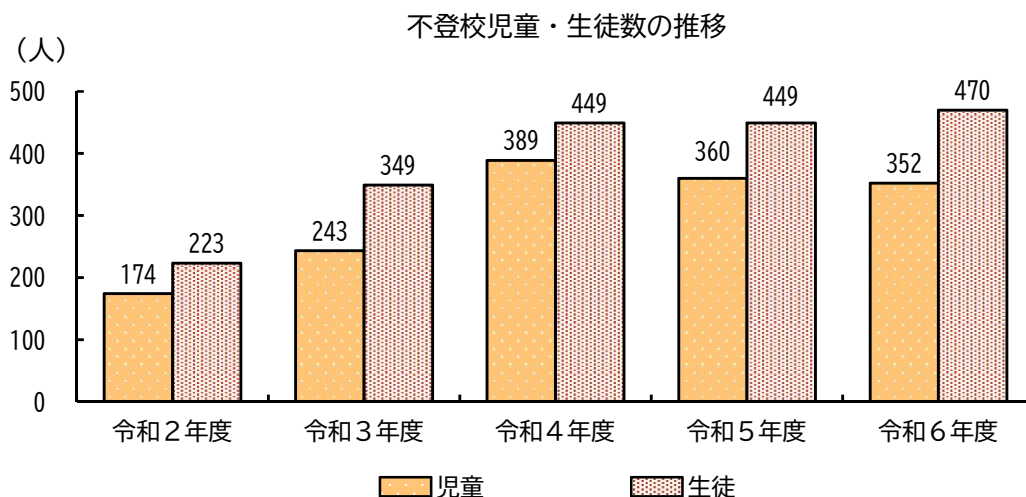


資料：帰国及び外国人幼児・児童生徒在籍状況等の調査（各年5月1日現在）

5 配慮を必要とする児童・生徒の状況

① 不登校児童・生徒数の推移

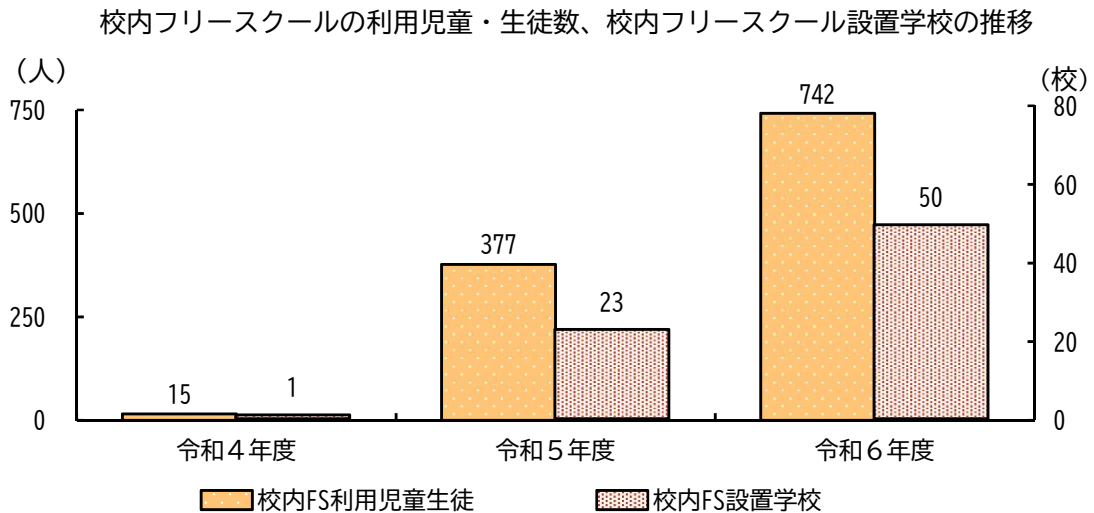
不登校児童数は令和2年度から増加傾向にありましたが、令和4年度以降減少しています。一方、不登校生徒数は、令和2年度以降増加傾向にあり、令和6年度には470人となっています。



資料：庁内資料（各年度末現在）

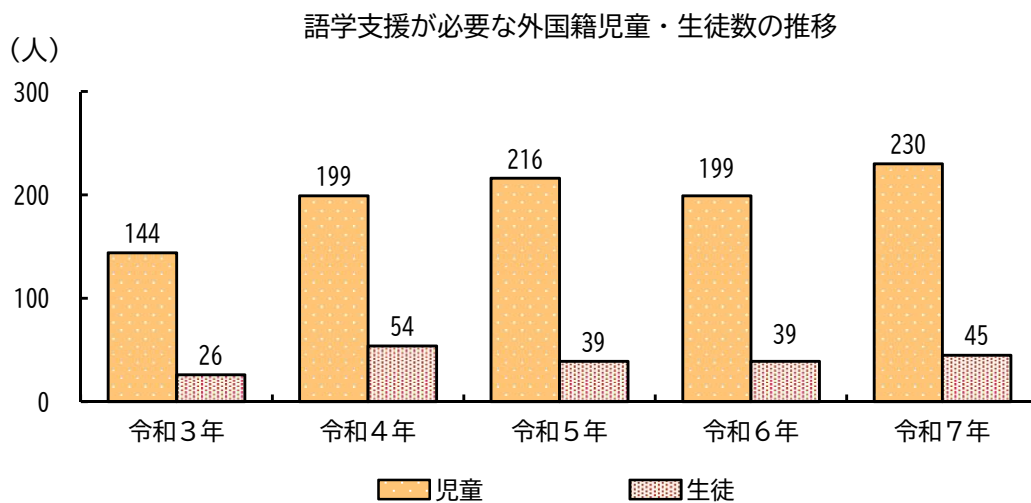
② 校内フリースクールの利用児童・生徒数、校内フリースクール設置学校数の推移

令和4年度以降、校内フリースクール設置学校は増加しており、令和6年度で50校となっています。



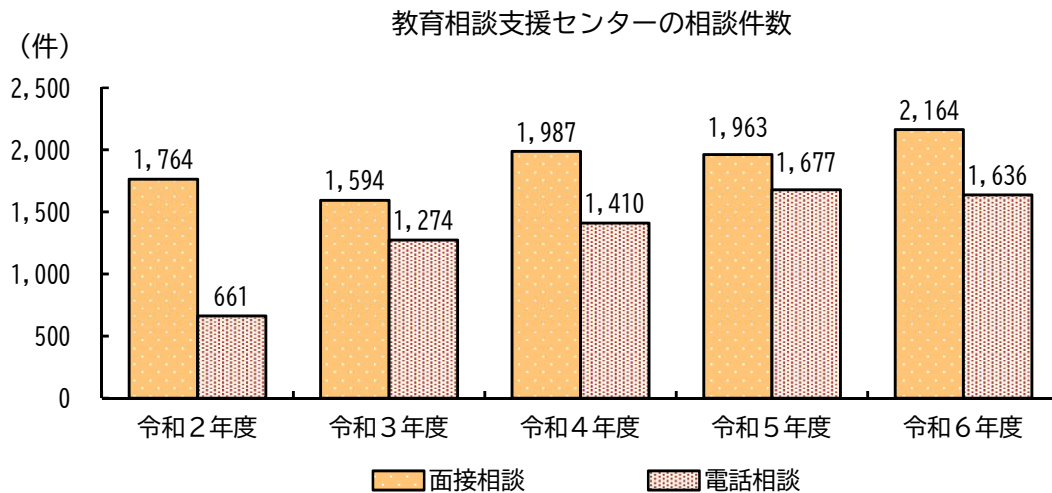
③ 語学支援が必要な外国籍児童・生徒数の推移

語学支援が必要な児童・生徒数の推移をみると、令和3年以降増加傾向にあり、令和7年で、児童は230人、生徒は45人となっています。



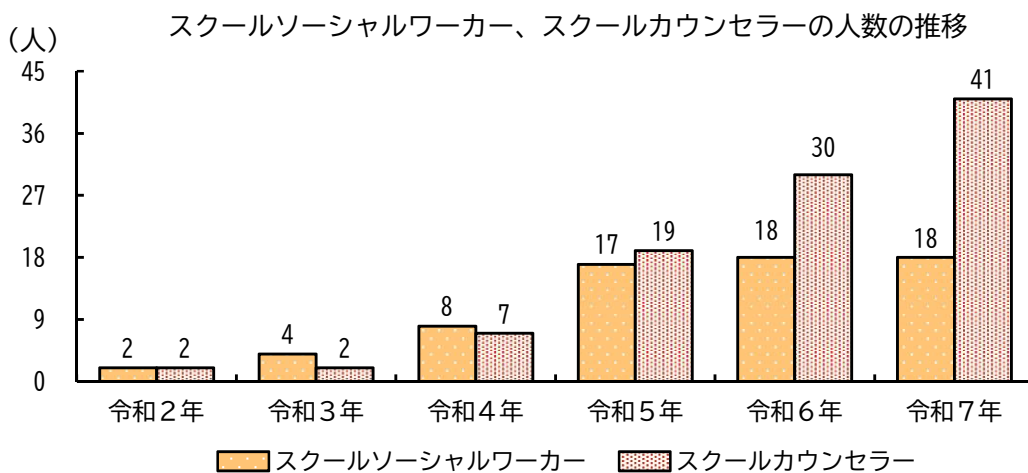
6 教育相談センターの相談件数

教育相談センターの相談件数の推移をみると、面接相談は令和2年度以降増加傾向にあり、令和6年度で2,164件となっています。電話相談は令和2年度以降増加しており、令和6年度で1,636件となっています。



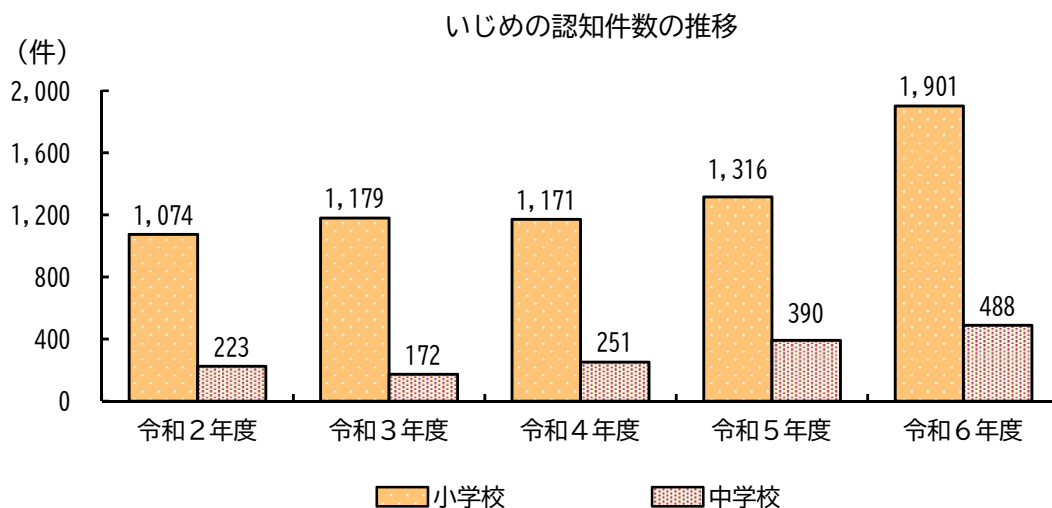
7 スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの人数の推移

スクールソーシャルワーカーの人数の推移をみると、令和2年以降増加しており、令和7年で、スクールソーシャルワーカーは18人、スクールカウンセラーは41人となっています。



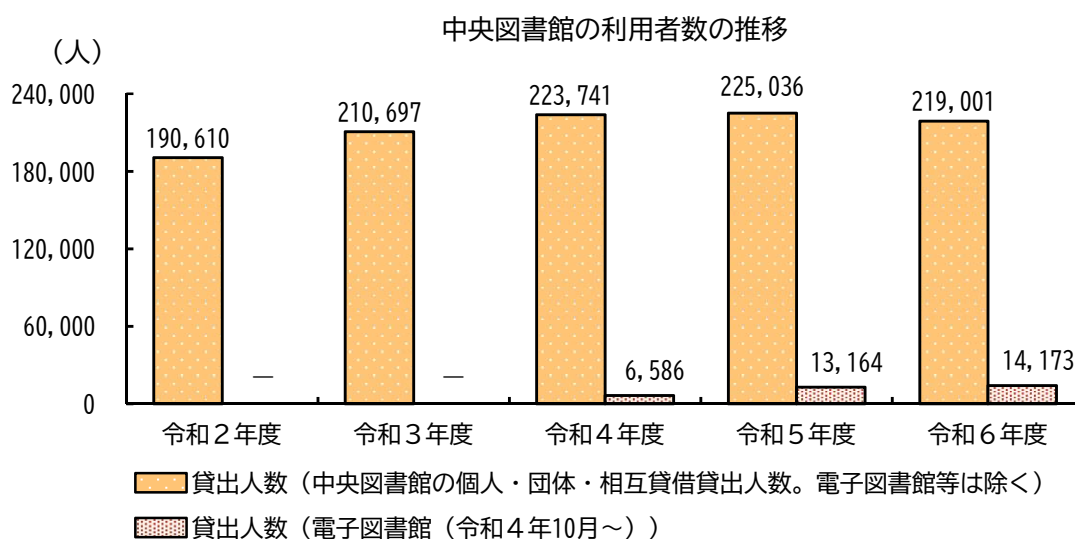
8 いじめの認知件数の推移

いじめの認知件数の推移をみると、小学校、中学校ともに増加傾向にあり、令和6年度で、小学校では1,901件、中学校では488件となっています。



9 中央図書館の利用状況の推移

中央図書館の利用者数の推移をみると、令和2年度以降増加しており、電子図書館を除く貸出人数は、令和6年度で219,001人となっています。令和4年10月から開始した電子図書館の貸出人数は、令和6年度には14,173人となっています。



令和7年(2025年)10月1日(水)
第6回第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会

第4期つくば市教育振興基本計画 概要版（案）

つくば市教育委員会

【対象期間】

令和8年度（2026年度）から
令和12年度（2030年度）まで

第4期つくば市教育振興基本計画の目指すもの

計画の基本理念

つくば市の教育が目指す最上位目標である「一人ひとりが幸せな人生を送ること」の実現に向けて、本計画では、第3期計画の理念を継承し、「夢に向かってよりよい未来をひらく『学び』の実現」を基本理念としています。個々の違いを尊重し、人と人とのつながりを大切にしながら、すべての人が自らの興味や夢に向かって学ぶことができる教育を通じて、よりよい未来を切り拓く力を育成します。

夢に向かってよりよい未来をひらく
「学び」の実現

計画策定の趣旨

令和3年に策定された「第3期つくば市教育振興基本計画」では、「夢に向かってよりよい未来をひらく『学び』」を理念に、個性の尊重と人とのつながりを重視した教育を推進してきました。計画期間中には、社会情勢の急変や教育現場の課題が顕在化し、子どもたちの「生きる力」を育む教育の重要性が高まりました。

こうした変化を踏まえ、令和7年度の計画終了に伴い、国・県の方針や本市の課題を整理し、令和8年度以降の5年間に向けた「第4期つくば市教育振興基本計画」を策定します。

計画の位置づけ

本計画は、国の第4期教育振興基本計画を踏まえ、教育基本法に基づき、つくば市の実情に応じた教育振興の方針を示すものです。また、「つくば市未来構想」「第3期つくば市戦略プラン」「つくば市教育大綱」との整合性を図りながら策定されています。

計画の対象

本計画は、幼児・児童・生徒を主な対象にするとともに、社会教育・生涯学習の視点に基づき、広く市民を対象とします。

計画期間

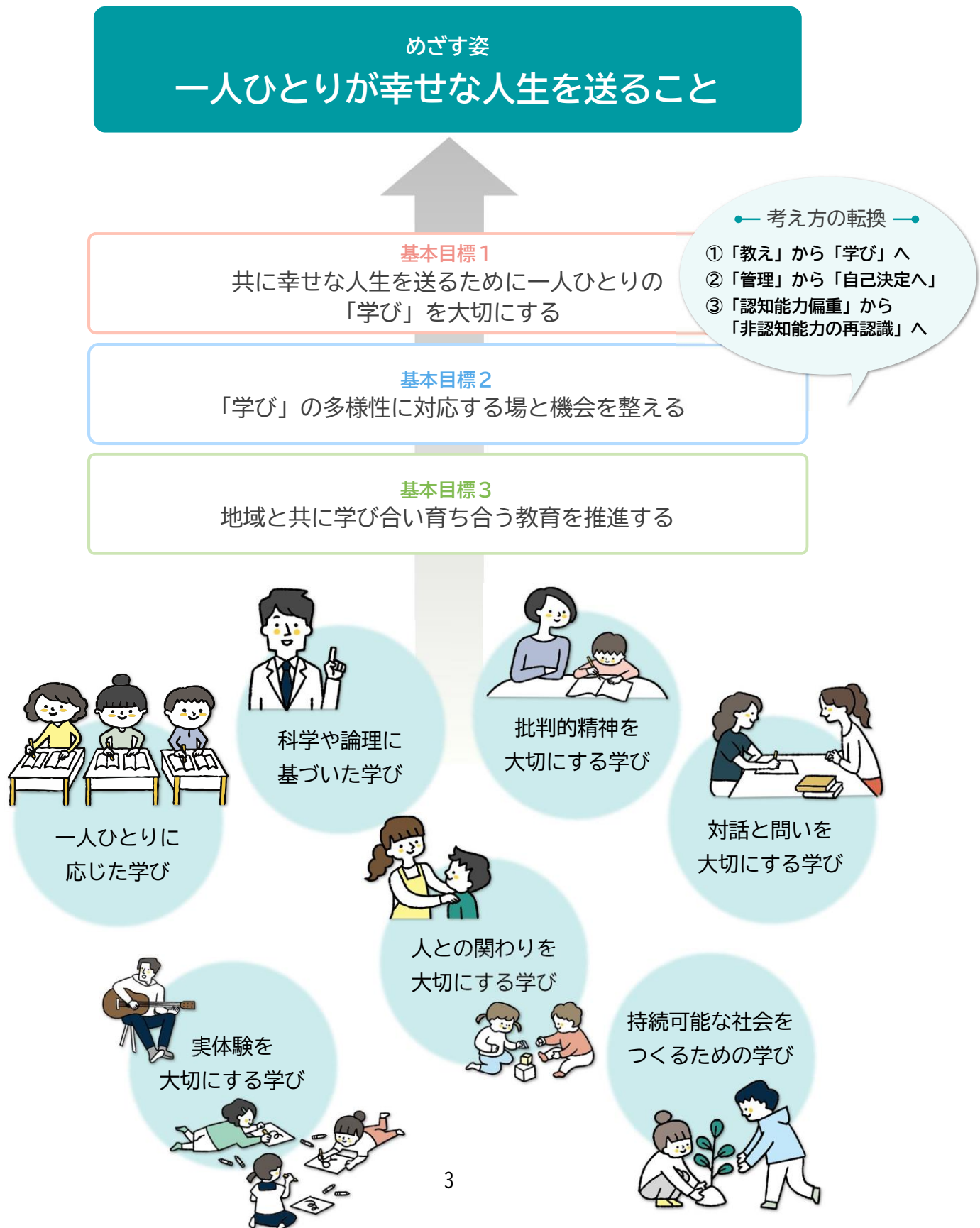
計画期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

計画の体系

基本理念	基本目標	基本方針	施策
夢に向かってよりよい未来をひらく 「学び」の実現	1 共に幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする	1 未来をひらく力を育む	1 個別・双方向による多面的な学びの推進
			2 幼児教育・遊びの充実
			3 学校外の学びの充実
		2 互いを認め合い、誰もが輝く学びを推進する	1 共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進と子どもの権利の保障
			2 教育相談体制の充実と多様な教育ニーズへの支援
			3 家庭への支援の充実
		3 豊かな心と健やかな体を育む	1 豊かな心の育成
			2 健やかな体の育成
	2 「学び」の多様性に対応する場と機会を整える	4 教職員が安心して学び・働き続けられる環境を整備する	1 教職員への支援体制の充実
			2 教職員の「働き方改革」の推進
		5 「学び」を保障する学校環境を整備する	1 学校施設・教育用備品等の充実
			2 学校の安全体制の確立
			3 学校等の適正配置
			4 学校給食の充実
		6 ICTを活用した学びを推進する	1 デジタル学習基盤を活用した学びの充実
			2 ICT教育環境の充実
		7 「学び」を支える機会を広げる	1 図書館サービスの充実
			2 誰もが学べる社会教育・生涯学習の推進
	3 地域と共に学び合い育ち合う教育を推進する	8 つくばらしさをいかした「学び」を推進する	1 つくばの特性をいかした学びの推進
			2 つくばの歴史・伝統文化を体験できる機会の充実
		9 社会全体で大人も子どもも共に育つ学びを推進する	1 学校・家庭・地域が一体となった学校づくりの支援の充実
			2 地域と連携した活動の充実

計画の基本目標

つくば市の教育が目指す「一人ひとりが幸せな人生を送ること」の実現に向けて、前ページの3つの基本目標の推進に、学校・家庭・地域が連携・協働し、豊かな学びを提供することで、社会全体で未来を担う子どもの成長を支えていきます。



基本目標 1

共に幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする

基本方針 1 未来をひらく力を育む

施策 1 個別・双方向による多面的な学びの推進

主な取組 //

- ◆ 全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現
- ◆ 自己決定を重視した教育の推進
- ◆ 非認知能力を意識した学校での教育活動の推進
- ◆ つくばスタイル科によるプロジェクト学習の推進
- ◆ 小中一貫教育の推進
- ◆ 小規模特認校の設置

施策 2 幼児教育・遊びの充実

主な取組 //

- ◆ 多様な経験につながる豊かな遊びの推進
- ◆ 幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行の推進
- ◆ 公立幼稚園の在り方の検討

施策 3 学校外の学びの充実

主な取組 //

- ◆ 実体験を大切にする学びの充実
- ◆ 非認知能力を高める学校外での学びの充実

基本方針 2 互いを認め合い、誰もが輝く学びを推進する

施策 1 共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進と子どもの権利の保障

主な取組 //

- ◆ 子ども同士の相互理解と豊かな人間性の醸成
- ◆ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導と交流及び共同学習の充実
- ◆ 帰国・外国人児童生徒への支援
- ◆ 市民への人権尊重の啓発・教育活動の実施

施策 2 教育相談体制の充実と多様な教育ニーズへの支援

主な取組 //

- ◆ 保護者の抱える教育上の悩みへの対応
- ◆ いじめ、不登校、貧困など困難を抱える子どもへの支援体制の充実

施策3 家庭への支援の充実

主な取組 //

- ◆ 放課後等の学習支援の充実
- ◆ スクールソーシャルワーカー配置等による教育と福祉の連携強化

基本方針3 豊かな心と健やかな体を育む

施策1 豊かな心の育成

主な取組 //

- ◆ 道徳教育の推進
- ◆ 人権教育の推進
- ◆ 情操教育の推進
- ◆ 芸術文化活動の推進
- ◆ いじめを防止する教育の充実
- ◆ 読書活動の推進

施策2 健やかな体の育成

主な取組 //

- ◆ 保健学習・食育の充実
- ◆ 安全教育の充実と防災教育の推進
- ◆ 学校保健の充実
- ◆ 部活動改革と部活動地域展開

基本目標2 「学び」の多様性に対応する場と機会を整える

基本方針4 教職員が安心して学び・働き続けられる環境を整備する

施策1 教職員への支援体制の充実

主な取組 //

- ◆ 教職員研修の充実
- ◆ 教職員の人材育成と学校組織の活性化
- ◆ 教職員のメンタルヘルスケアの充実

施策2 教職員の「働き方改革」の推進

主な取組 //

- ◆ 教員の業務の適正化及び負担軽減
- ◆ サポートスタッフの充実
- ◆ 校務の効率化の推進

基本方針5 「学び」を保障する学校環境を整備する

施策1 学校施設の改修及び教育用備品等の充実

主な取組 //

- ◆ 学校施設の計画的な整備及び施設の管理
- ◆ 教材及び管理備品の計画的な整備

施策2 学校の安全体制の確立

主な取組 //

- ◆ 防犯、防災体制の充実
- ◆ 通学の安全確保
- ◆ 感染症対策の充実

施策3 学校等の適正配置

主な取組 //

- ◆ 学校等の適正配置の推進

施策4 学校給食の充実

主な取組 //

- ◆ 安全・安心な学校給食の提供
- ◆ 地場産物・有機農産物の活用
- ◆ 学校給食施設の整備

基本方針6 ICTを活用した学びを推進する

施策1 デジタル学習基盤を活用した学びの充実

主な取組 //

- ◆ GIGAスクール構想第2期の推進
- ◆ 個別最適な学びを目指したICT活用の推進
- ◆ シームレスな学びの推進

施策2 ICT教育環境の充実

主な取組 //

- ◆ ICT環境の計画的な整備
- ◆ ICT活用を支援する人的配置
- ◆ ICT教育に関するコンテンツや研修の充実

基本方針7 「学び」を支える機会を広げる

施策1 図書館サービスの充実

主な取組 //

- ◆ 安全で利便性の高い図書館サービスの提供
- ◆ 資料の質的充実による市民サービスの向上
- ◆ 図書館サービスの全域化

施策2 誰もが学べる生涯学習の推進

主な取組 //

- ◆ 生涯学習社会の推進
- ◆ 生涯学習のための集いの場の提供
- ◆ 社会教育の振興
- ◆ 青少年の健全育成事業の充実

基本目標3 地域と共に学び合い育ち合う教育を推進する

基本方針8 つくばらしさをいかした「学び」を推進する

施策1 つくばの特性をいかした学びの推進

主な取組 //

- ◆ 「科学のまち」の特性をいかした学びの推進
- ◆ 豊かな自然・文化をいかした学びの推進

施策2 つくばの歴史・伝統文化を体験できる機会の充実

主な取組 //

- ◆ 文化財の保存活用の推進
- ◆ 伝統文化・郷土の歴史等に触れる機会の充実

基本方針9 社会全体で大人も子どもも共に育つ学びを推進する

施策1 学校・家庭・地域が一体となった学校づくりの支援の充実

主な取組 //

- ◆ 学校・家庭・地域・行政の連携・協働
- ◆ コミュニティ・スクールの推進

施策2 地域と連携した活動の充実

主な取組 //

- ◆ 地域資源の活用・育成
- ◆ 家庭教育学級の推進

パブリックコメントの実施について

1 パブリックコメントについて

(1) 目的

市民の市政への積極的な参画を促進し、市民に対する説明責任を果たすとともに、政策形成過程の公正性及び透明性の向上を図り、もって市民との協働による市政の推進に資することを目的とする。

(2) 実施概要

市の基本的な計画を策定する過程において、その案その他必要な事項を公表し、市民から意見の提出を求め、市の基本的な計画の策定に市民の意見を反映させる機会を確保するとともに、提出された意見に対する市の考え方を公表する。

2 実施方法

市ホームページに意見募集ページを作成するほか、教育総務課窓口、市役所本庁舎1階情報コーナー、各窓口センター、各地域交流センター及びつくば市民センターに計画案等を設置し、意見を募集する。

パブリックコメントの実施に当たっては、記者会見での発表や広報紙への掲載、市公式 SNS を活用した周知によって、より多くの意見が集まるよう努める。

3 実施期間（予定）

令和7年(2025年)11月10日(月)から
令和7年(2025年)12月10日(水)まで

第4期つくば市教育振興基本計画策定に係る小中学生を対象とした アンケート調査の実施について

1 目的

第4期つくば市教育振興基本計画の策定に当たり、子供の意見を聴取し、計画に反映するため、市内の小中学生を対象としたアンケート調査を実施する。

2 実施概要（案）

(1) 実施期間

令和7年(2025年)11月10日(月)から
令和7年(2025年)12月10日(水)まで
※パブリックコメントと同期間とする。

(2) 対象者

つくば市内の小中学生

(3) 回答方法

オンラインアンケート

(4) 周知方法

広報つくば、市公式SNSを活用するとともに、校長会等を通じて各学校へ周知依頼を行う。

3 設問構成（案）

(1) 学校名（選択式）

(2) 学年（1年生／2年生／3年生／4年生／5年生／6年生／7年生／8年生／9年生）

(3) 学校生活や勉強について、大切にしたいことやこれから取り組んでみたいこと（基本方針1～9のうち、3個までを選択）

※基本方針1～9の表現は、小中学生にも分かりやすい表現にする。

(4) つくば市の教育への希望や意見（自由記述）

4 その他

(1) 回答は無記名とする。

(2) 設問(3)で特に回答の多かった基本方針（上位3～4個程度）については、「子どもが特に大切にしたいと思っていること」として第4期つくば市教育振興基本計画に表記する。

(案)

つくば市の^し教育^{きょういく}に関するアンケート（小^{しょう}中^{ちゅう}学生^{がくせい}向け^む）

【おとなのみなさまへ】

このアンケートは、第4期つくば市教育振興基本計画の策定に当たり、子どもたちの意見を聴くするために実施するものです。

いただいたご意見は、計画の内容に反映させていただく予定です。

1 アンケートについて

これからの^{がっこう}学校生活^{せいかつ}や、つくば市の^し教育^{きょういく}（^{べんきょう}勉強のしかたなど）をよりよくするために、みなさんが^{たいせつ}大切にしたいことや、「こんな^{がっこう}学校・まちになつたらいいな」と^{おも}思うことを、ぜひ^き聞かせてください。

みなさんの^{おも}思いや^{かんが}考えは、これからの^{がっこう}学校をよりよくするために、とても^{たいせつ}大切です。

たくさんのご^{いけん}意見をお待ちしています！

2 アンケートの^{きかん}期間

11月10日（月）から12月10日（水）まで

3 ^{こた}答え方^{かた}

インターネットで^{こた}答えます。^{がっこう}学校の^{せんせい}先生や^{ひと}おうちの^{ひと}人と^{いっしょ}一緒に^{こた}答えてください。

<URL>

<QRコード>

4 ^{しつもん}質問の内容^{ないよう}（インターネットから^{こた}答えてください。）

(1) あなたの^{がっこう}学校をえらんでください。

（リストからえらぶ）

(2) あなたの^{がくねん}学年をえらんでください。

（1年生／2年生／3年生／4年生／5年生／6年生／
7年生／8年生／9年生）

(3) つくば市の教育について、こんな学校・まちになったらいいなと思
うことや、あなたがこれからの学校生活や勉強で、大切にしたいこと
 や取り組んでみたいことを、次の9つの中から3つまでえらんでくだ
 さい。

番号	選択肢（3つまでえらぶ）	どんなことをする？
1	大人になって役に立つ力をつける <u>ために、たくさん学ぶ</u> 	・自分で考える力をつける。 ・「なぜ？」を大切に、友達と協力しながら学ぶ。
2	みんなが仲良くできる学校にする 	・いじめがなく、みんなが仲良く過ごせるようにする。 ・障害のある人も外国人も、みんなが安心して過ごせる学校にする。
3	やさしい心とじょうぶな体をもつ 	・みんなが思いやりの心を持てるようにする。 ・音楽を聞いたり、芸術を見る時間をふやす。 ・部活動に専門のコーチを呼ぶ
4	先生たちがはたらきやすい学校にする 	・先生たちも勉強して、ワクワクする授業ができるようにする。 ・先生がいそがしすぎないようにする。
5	<u>安心安全ですごしやすい</u> 学校にする 	・教室やトイレをきれいにする。 ・体育館にエアコンをつける。 ・つくば市のお米や野菜を使った、おいしい給食を<u>食べる</u>。
6	パソコンやタブレットを使って学ぶ 	・パソコンやタブレットを、学校や家で好きなときに使って学ぶ。 ・AIをじょうずに使えるようになる。
7	学校ではない場所でも学べるまちにする 	・図書館の本を新しくしたり、みんなが使いやすい図書館にする。 ・家や学校ではないところでも学べる場所をふやす。
8	つくばならではのことを学ぶ 	・つくばの研究所にいたり、筑波山などの自然について学ぶ。 ・つくばの歴史や文化について学ぶ。
9	地域のひとと協力して、大人と子どもがいっしょに学べるようにする 	・地域のひとがもっといい学校になるように協力する。 ・<u>地域のひとが学校と協力して、地域のイベントを企画する。</u>

(4) 「こんな学校・まちになったらいいな」「こんなことをしてほしいな」と思うことがあったら、自由に書いてください。

(参考) 基本方針の表現の比較表

No.	基本方針（原案）	小中学生向けの表現（案）	
		基本方針	例示
1	未来をひらく力を育む	大人になって役に立つ力をつける <u>ために、たくさん学ぶ</u>	・自分で考える力をつける。 ・「なぜ？」を大切に、友達と協力しながら学ぶ。
2	互いを認め合い、誰もが輝く学びを推進する	みんなが仲良くできる学校にする	・いじめがなく、みんなが仲良く過ごせるようにする。 ・障害のある人も外国人も、みんなが安心して過ごせる学校にする。
3	豊かな心と健やかな体を育む	やさしい心とじょうぶな体をもつ	・みんなが思いやりの心を持てるようにする。 ・音楽を聞いたり、芸術を見る時間をふやす。 ・部活動に専門のコーチを呼ぶ。
4	教職員が安心して学び・働き続けられる環境を整備する	先生たちがはたらくやすい学校にする	・先生たちも勉強して、もっとわかりやすい授業ができるようにする。 ・先生がいそがしすぎないようにする。
5	「学び」を保障する学校環境を整備する	<u>安心安全で過ごしやすい</u> 学校にする	・教室やトイレをきれいにする ・体育館にエアコンをつける。 ・つくば市のお米や野菜を使って、おいしい給食を <u>食べる</u> 。
6	I C Tを活用した学びを推進する	パソコンやタブレットを使って学ぶ	・パソコンやタブレットを、学校や家で好きなときに使って学ぶ。 ・A Iをじょうずに使えるようになる。
7	「学び」を支える機会を広げる	学校ではない場所でも学べるまにする	・図書館の本を新しくしたり、みんなが使いやすい図書館にする。 ・家や学校ではないところでも学べる場所をふやす。
8	つくばらしさをいかした「学び」を推進する	つくばならではの <u>ことを学ぶ</u>	・つくばの研究所に行ったり、筑波山などの自然について学ぶ。 ・つくばの歴史や文化について学ぶ。
9	社会全体で大人も子どもも共に育つ学びを推進する	地域の人と協力して、大人と子どもが <u>いっしょに学べるようにする</u>	・地域の人がもっといい学校になるように協力する。 ・ <u>地域の人が学校と協力して、地域のイベントを企画する。</u>

第4期つくば市教育振興基本計画策定スケジュール

資料5

令和7年9月16日更新

教育局教育総務課

